

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成19年3月13日

議 会 事 務 局

# 目 次

民生常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第7号及び議案第14号の審査 .....	2
質疑（村上委員）	
議案第25号の審査 .....	3
質疑（山崎委員）	
議案第3号、議案第4号、議案第11号、議案第12号、議案第29号 及び議案第30号の審査 .....	4
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（山崎委員、村上委員、安藤委員）	
議案第8号及び議案第15号の審査 .....	34
質疑（山崎委員、村上委員、安藤委員）	
議案第28号の審査 .....	50
質疑（山崎委員、安藤委員）	
修正案の説明（安藤委員）	
採決 .....	53
閉会の宣告 .....	54

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成19年3月13日(火) 午前10時 開会  
午後4時8分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	上村高義	副委員長	安藤 薫	委員	山崎雅数
委員	三好義治	委員	村上英明	委員	渡辺慎吾

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝		
生活環境部長	前田宜伸	同部次長兼自治振興課長	大場房二郎		
同部参事兼環境対策課長	前川 弘	産業振興課長	藤井智哉		
環境対策課参事	池上敦実				
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼福祉総務課長	佐藤芳雄		
同部参事兼高齢者障害者福祉課長	登阪 弘	こども育成課長	稲村幸子		
国保年金課長	野村眞二	介護保険課長	山田雅也		
同課参事兼地域包括支援センター長	川口敦子				

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 中井真穂

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成19年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第 7号 平成19年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算  
議案第14号 平成18年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計補正予算  
議案第25号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 3号 平成19年度摂津市国民健康保険特別会計予算  
議案第 4号 平成19年度摂津市老人保健医療特別会計予算  
議案第11号 平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第12号 平成18年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算  
議案第29号 摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第30号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 8号 平成19年度摂津市介護保険特別会計予算  
議案第15号 平成18年度摂津市介護保険特別会計補正予算  
議案第28号 摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○上村委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、渡辺委員を指名します。

議案第7号及び議案第14号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

議案第7号の方なんですけれども、パートタイマー等退職金共済の件につきまして、年々予算の方は減っているという形なんですけれども、平成19年度につきましても共済掛金は720万円の予算になっているということで、調べたことによりますと、平成18年についても96万円ぐらい減っていると。そしてまた、この平成19年度についても48万円ぐらい減っているということで、この720万円につきまして、単純に月2,000円という掛金で割ると、300人というのが基礎になるというふうに聞いておるんですけれども、これの予算の減についてどう考えておられるのかということと、あと、運用利率、今1%で運用されていると思うんですけれども、これが平成12年でしたでしょうか、3%に減って、それから、平成15年ですか、1%に減ったということで、これの運用利率、今のこの景気上昇というふうに言われておる中で、また、預金の利率も若干ではありますけれども、上がりつつあるというようなことで、その運用利率の点をどう考えておられるのか、この2点だけお聞きしたいと思います。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 おはようございます。

まず、予算におきます掛金ですけれども、720万円を計上しておりますけれども、過去減少傾向にあると、この辺をどう考えているかということなんですけれども、結論的には、被共済者の減少が原因でございます。

予算は、当該年度、被共済者より多目の被共済者数を見積もっておるわけでございます。平成19年度は、実被共済者231名に対して300名、昨年、18年度は、実被共済者258名に対して320名、例年、70名前後の上乗せをし、予算化しております。この70名前後の上乗せというのは、基本的には、その年度の目標数でございます。ですから、今年度は、月平均300名の確保を目指して努めてまいりたいと思います。

その内容としましては、今後4月以降、各種団体の総会シーズンを迎えますので、そのときの出席の際には、パンフレット等の提供を通しまして、制度のさらなる周知に努めたいと思っております。

それから、運用利率の改定の考え方なんですけれども、現在、当事業は1%の運用利率で共済事業を行っております。とりわけ、この平成18年度は、5年4か月に及んでおりました日銀のゼロ金利政策が今年の7月に解除され、去る2月に二度目の利上げが行われました結果、現在、短期金利で0.5%、また、公定歩合が0.75%となっております。

この結果、共済掛金の私どもの運用も、半年定期物でゼロ金利解除前の0.02%から、今現在は0.3%になっております。しかし、運用利率1%と比較しても、まだまだ自立運営の域には達しておらず、一般会計の繰り入れが続いております中、引き続き1%の運用利率を堅持

したままで運営を続けていきたく思います。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 パートタイマー等退職金共済の被共済者の数につきましては、制度がつくられたのはこれ昭和60年だったのでしょうか、それからずっと継続しているわけですから、減らないような形で、右肩上がりになっていくような形で、被共済者数について、しっかりとまた取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、運用利率の件につきましては、短期で0.5%とかそういう低金利なんですけれども、これが1%を超えるような形で見えてくれば、パートタイマー共済の運用利率につきましても上昇というんか、上げていただくような形で、今後しっかりと、その社会状況を見据えていきながら検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○上村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第25号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 では、議案第25号についてお聞きいたします。

これは、飼養の登録票の純粋な発行手数料と聞いておるわけなんですけれども、この金額はちょっと高くないかと思ったりもしてるんですけれども、この条例の制定の際に、これ各自治体での金額を定めるとかというような裁量権とかいうのがあっ

たのか、なかったのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、こういった鳥獣保護の効果がどういったふうに見込まれるのかということも、あわせてお聞きしたいと思います。

○上村委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 手数料の金額の設定なんですけれども、これにつきましては、大阪府の方で、今現在、手数料条例という形で、実際の手続きの事務費を算定されたということで、大阪府以外でもこの金額になってございまして、それに基づきまして、我々の方でも、その3,400円という金額で一応設定いたしております。

府下の状況ですけれども、今のところ、一律的に3,400円という形で設定となっております。

それと、効果なんですけれども、一応、この事務委任につきましても、一部移譲という形で、特に、鳥獣の捕獲につきましては、まだ従前どおり、府の方で権限持たれてるんですけれども、飼養、飼う方なんですけれども、それにつきましても、現在、メジロとホオジロについて、飼う場合の登録とか再交付等の手数料が、今回4月から市に移管されるということで、お聞きしているのは、現在、摂津の場合、3件の方がおいでになるということで、1年更新ということになっておりますので、その事務という形で4月から受けるということになってございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 各種手数料というのは自治体で決めてはるわけですか、この手数料についても、市で変えるというんか、決めるということが出来るのかどうかだけ、ちょっとお聞きかせください。

○上村委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 お聞きしているところは、市の移譲事務という形ですので、原則的には市が決める値段ということになってございます。

したがって、市の方で、裁量という形で独自の金額の設定は可能かなと思っております。

○上村委員長 ほかにございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第3号、議案第4号、議案第11号、議案第12号、議案第29号及び議案第30号の審査を行います。

本6件のうち、議案第4号、議案第11号、議案第12号、議案第29号及び議案第30号については補足説明を省略し、議案第3号について補足説明を求めます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 それでは、議案第3号、平成19年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、8ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ1.9%の増となっており、収納率は、現年度分92%、滞納繰越分13%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者の伸びを反映し、前年度に比べ12.4%の増となっており、収納率は、現年度分97%、滞納繰越分18%を見込んでおります。

なお、平成19年度の国民健康保険料につきましては、去る1月24日に、国

民健康保険運営協議会に対しまして、医療分保険料賦課限度額を53万円から56万円への改定について諮問を行い、2月1日付けでご答申がありましたので、その答申を尊重する中、今回、医療分保険料賦課限度額を56万円に改定し、平成19年度医療分保険料につきましては、所得割料率を1,000分の84.2、均等割年額3万4,800円、平等割年額2万8,200円、平均改定率3.06%に、介護納付金分保険料につきましては、所得割料率を1,000分の15、均等割年額9,000円、平等割年額5,160円、平均改定率マイナス5.56%への改定を見込ませていただいております。

9ページ、款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度と同額となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ0.2%の減となっております。これは、老健拠出金、介護納付金の減額によるものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ11%の増となっております。これは、大阪府国民健康保険団体連合会に対する高額医療費共同事業拠出金の増に伴い、その4分の1の法定国庫負担分について増額が見込まれるものでございます。

10ページ、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ0.4%の減となっております。

11ページ、款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ3.2%の増となっております。これは、退職被保険者の増及び前期高齢者の増に伴う療養諸費及び高額療養費の増によるものでござ

ざいます。

款5、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ11%の増となっております。これは、先ほどの国庫負担金の項目でご説明しましたものと同様に、高額医療費共同事業拠出金の増に伴い、増額が見込まれるものでございます。

12ページ、項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ7.7%の減、目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ24.8%の減、目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ3.9%の増となっており、いずれも府制度の見直しに伴うものでございます。

目4、財政調整交付金は、前年度に比べ2.2%の増となっております。

13ページ、款6、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、拠出金額の増に伴い、前年度に比べ11%の増となっております。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、1件30万円から80万円までの医療費に対する共同事業に伴う拠出金に対する交付金で、平成18年10月からの実施に伴う皆増となっております。

款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ0.9%の増となっております。これは、平成18年10月から、出産育児一時金が30万円から35万円に改定されたことに伴う繰入金の増が主なものとなっております。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ5.8%の増となっております。

14ページ、款8、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度と同額となっております。

項2、雑入、目1、一般被保険者第三

者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金につきましては、過去の実績を勘案し、予算額を調整させていただいております。

15ページ、目5、雑入につきましては、前年度と同額を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、16ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ0.6%の増となっております。これは、人件費の減が見込まれる一方、国保システム改造委託料の増によるものでございます。

17ページ、目2、連合会負担金は、前年度に比べ0.4%の減、目3、市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

18ページ、項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ2.9%の増となっております。これは、前納報奨金、口座振替奨励金の増が主なものとなっております。

19ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度と同額となっております。

20ページ、款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ3.5%の増となっております。これは、一般被保険者2万1,050人に係る療養給付費で、1人当たりの費用額は、若人が約17万7,700円、前期高齢者が約49万4,300円、乳児が約21万4,500円を見込んでおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ5%の増となっております。これは、退職被保険者等6,915人に係る療養給付費で、1人当たりの費用額は約38万700円、前期高齢者分とし

て約46万4,000円を見込んでおり、大きな伸びを示しておりますのは、被保険者の増及び前期高齢者の増に伴うものでございます。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ14.8%の増、目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ24.3%の増となっており、これらは、近年、柔整分の増加が著しく、これに加えて、退職被保険者の増を見込んだものでございます。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ10.3%の増となっており、審査支払い件数の増を見込んだことによるものでございます。

21ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ10.4%の増、目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ10.9%の増となっております。

22ページ、項3、移送費、目1、一般被保険者移送費、目2、退職被保険者等移送費は、前年度と同額となっております。

23ページ、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、前年度に比べ7.7%の増となっております。これは、平成18年10月以降の出産育児一時金が35万円に改定されたことに伴うものでございます。

24ページ、項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、前年度と同額となっております。

25ページ、項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ22.6%の増となっております。これは、支給件数の増が主なものとなっております。

26ページ、款3、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健

医療費拠出金は、前年度に比べ3.7%の減となっております。これは、平成19年度概算医療費拠出金が減少したことに加え、前々年度精算分も減少したことによるものでございます。

目2、老人保健事務費拠出金は、前年度に比べ0.8%の減となっております。これは、審査支払い件数の減によるものが主なものでございます。

27ページ、款4、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ6.3%の減となっております。これは、前々年度精算拠出額の減少に加え、第2号被保険者数の減少に伴うものでございます。

28ページ、款5、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ11%の増となっております。

目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、平成18年10月から実施されました、30万円から80万円までの医療費に対する大阪府国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ37.5%の減となっております。

目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、保険財政共同安定化事業に対する事務費でございます。

29ページ、目5、その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

款6、保健施設費、項1、保健施設費、目1、保健衛生普及費は、前年度に比べ0.1%の減となっております。

31ページ、款7、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金及び目2、退職被保険者等保険料還付金、目3、償還金につき

ましては、前年度と同額となっております。

32ページ、款8、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○上村委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 国民健康保険特別会計の方では、まず、6ページに歳入の大まかな部分を書いていただいているんですけども、この部分で、保険財政共同安定化事業交付金というのは、もう相殺というか、出て行って返ってくるという形ですから、それを除いて、荒っぽい計算になりますけれども、全体が2.7%の伸びになっていると思うんですけども、これに対して繰入金、市の分が2.8%の伸び、これで本市は繰り入れを減らしていないということを主張されているんでしょうけれども、国庫支出金に至ってはマイナスというか、府の方に移行した分もあるんですけども、府の支出金が2.3%の伸びと。基本的に国や府の支出金も余りふえてはいないわけです。

ここで、全体の保険料の伸び、両方合わせてなんですけど4.3%と。この給付の全体の基本の増分が、被保険者の方に大きくかかっているということが言えるんじゃないでしょうか。

これで、公的な部分の負担ということを見ると、ここに努力が見えるのかということをお聞きしたいと思います。

つまり、繰入金の伸びに比べて、被保険者の方が1.5倍の伸びをさせられていると言えるんじゃないでしょうか。

今回、国保の運営協議会で実質値上げになると、去年に比べて保険料が上がる

という保険料の改定が、後から出てくる分でもあるんですけども、上限の改定というのみの諮問で、保険料そのものがどうなるかということの議論がされなかったと聞いております。条例に従って保険料は計算されていると言われますけれども、これでは、給付の負担がふえ続けると、保険料も永遠にふえ続けるということになるんじゃないでしょうか。

今後の医療費の増大分を自動的に被保険者の負担にしていくというのでは、保険料の計算、どこで検討されているのか。ますます保険料が生活費に及び、払えなくなるという方もふえるんじゃないかと。生活費には、公租公課、税金も含めてかけないという考え方があるということとも矛盾してくると思いますので、この保険料決定のあり方についてのお考えもあわせてお聞きしたいと思います。

代表質問でも、家計に比べて負担が数年来上がり続けているということを訴えましたけれども、税制改定で、所得が上がってきているので、収入が変わらなくても保険料の負担がふえる。所得階層も上がって、ダブル効果で保険料が上がっているということもあると思うんですが、いよいよ家計も、保険料や医療費の負担で大変だという事態になりかねないと考えますので、被保険者への負担を減らす努力を市としてはするべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

それから、あと、ちょっと窓口業務のことについてもお聞きしたいと思います。資格証明書、それから、短期被保険者証の発行についてですが、資格証明書を発行されている世帯をどういうふうにつかんでおられるのかということをお聞きします。

日本は、国民皆保険制度が保障されているという国ではなかったかと思うんで

すが、保険料が払えない方が、窓口で一たん10割の医療費を払えという資格証明書なんです、これは、保険制度からの締め出しになるのではないのでしょうか。1年間保険料を滞納しておると、それから、単に連絡がとれないとかいう理由で発行されるとすると、そこには問題は生じてこないのかと。世帯主の方が、社会性を欠いて保険料を払わないという方もいらっしゃると思うんですけども、そこに扶養のお子さんたちがいるとすれば、子どもさんの医療の手だてというのはどうなるのかと。ネグレクトとか、児童虐待につながってくるのではないかと、そういう心配もあるわけですから、資格証明書の発行数は、本市では幸いそう多くないということ聞いておりますので、世帯の状況などをちゃんとつかんでおられるのか、18歳未満の子どもさんのいる家庭で資格証明書を発行されている方はおられるのかどうか、お聞かせください。

山形県では、社保協の訴えに、子どものいる世帯には資格証明書を出さないという確認をしています。現行法でも、特別の経済的困窮があるという方は発行の対象外でありますから、実態に即した対応が求められるところだと思っています。

この5年間に、国保料が払えず、国保が使えなくて、病院に行けなくて命を落としたという件数が、報道されているだけでも20件を超えています。過去、そういう事態が本市にもあったということを知り及んでいますので、これは格段に注意する必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 歳入面における、保険料の伸びが約4.3%ということで、ほかの比率と比較して、給付がふえた分

が保険料にかかっているのではないかと、というご質問でございますが、保険料の決定のあり方等にも関係するところではございますが、見込まれる医療費ないし老健の拠出金等々の支払いに対しまして、通常、国、府、市の負担金等を差し引いた部分が、最終、保険料という形で決まってくるわけでございます。

国の負担金等の伸び等についてですが、実際、調整交付金等、それから、伸びと申しますか、把握し切れないところもあるのも含めた中で、保険料を最終決めさせてもらっております。今後、給付がふえてくると、保険料だけが伸びてくるのではないかと申すことですが、保険料だけが伸びるということではなくて、先ほど言いました、それぞれの負担割合という部分もふえてくるものと考えます。

あと、保険料を減らす手だてということですが、この部分につきましては、若干、国保の会計の特色と申しますか、歳出の部分をこちらで操作することが実際不可能に近い状況の中ですが、その中でも、医療費を将来的にやっぱり減らしていくような、保険者としての取り組みも必要じゃないかと。具体的には、保健事業と申しますか、市の内部で申しますと、健康推進課等ともタイアップしながら、いろいろな健診事業やヘルスアップということで、18年度で言いましたら、健康まつりの際にウォーキングコースを使った健康事業への取り組み等を行う中で、市民に健康への意識啓発と申しますか、そういうものを浸透させていく中で医療費の支出というのを抑えていければ、それがイコール保険料の負担を減らしていけることになるのではないかなというふうには考えております。

それと、あと、国保運協の中で、今回、医療分の保険料の賦課限度額の改定とい

うことで、諮問・答申をいただいております。保険料の分については、過去、答申いただいた中で、条例どおりの保険料率の設定ということの中で、予算案の報告をさせていただいた中では、料率としてはこのくらいになりますという説明等もさせていただいた中で、委員の中でも意見の交換等があったということはございますので、そのあたり、ご理解いただきたいと思っております。

それと、資格証明書の件でございますが、世帯の把握ということで、法令で、通常、資格証明書につきましては、委員からもありましたとおり、納期から1年過ぎても保険料の納付がない世帯については資格証明書を交付することが義務づけられております。ただ、本市の場合、1年間納付がなかったからということで、即、資格証明書発行ということの扱いは行っておりません。その中で、支払えるであろうという能力、所得での一定ラインを引いた中で対象者を絞り込み、または、その世帯についても、機械的に出すのではなくて、特別な事情や弁明の機会ということで、事情があって支払えなかったということがあるのであれば、その辺の部分をご案内した中で申し入れていただけるような形もとりまして、特別な事情等の申し出があった場合は、その辺を精査させていただいていると。それ以外にも、特別な事情の申し出がない世帯についても、各世帯、1軒ずつ家庭訪問をさせていただいた中で、お会いできた世帯については、その場で事情等をお伺いしながら対応しております。

家庭訪問をした中で、お会いできてない世帯につきましては、それで置いておくのではなくて、郵便受けなりドアについているポスト、そのあたりに、その日にお伺いした理由等を記入した紙を入れ

させていただいて、電話連絡でも構いませんので、事情がある場合はお伝えくださいというような形での対応をとった中で、最終、資格証明書という形になっておりますが、その中では、先ほどもありましたとおり、子どもさんのいる世帯や高齢者のいる世帯等については除外していていると。また、あと、うちの方でレセプト等も見ながら、医療費がかかっている世帯については、即、発行するのではなくて、その辺の事情、極力接触できるような形でということで、電話連絡等、連絡をとったりとかいろいろやっている中で、資格証明書を最終発行しているような状況でございます。

18歳未満のお子さんがある世帯に対してはどうかというところでございますが、本市の場合、現在、未就学児のいる世帯についてはそういう形で対応させてもらっています。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 医療費を減らす努力、これはもう当然頑張ってもらいたいと思います。もう国保会計、そんなに膨れ上がっても困るもんですから。

それでですが、今、保険料の話ですけども、代表質問でも取り上げましたけれども、この7年か8年の間に、例えば、所得500万円で4人世帯だったら10万円以上の保険料がふえているわけです、実際問題として。この保険料、500万円の世帯に対して、4人家族ならもう上限に達してくる、もう56万円に達してくるとこの保険料が高いという認識はちゃんと持っているのでしょうか。もうほんまに、今、保険料が生活を脅かすというところまできているという認識を持っているのか。国保の加入者の世帯の7割が所得200万円以下の世帯であるということも前回聞かせてもらいました。

この市民生活に対して、高いという認識があるなら、それを何とかしようという態度が示せないのかということを重ねてお聞きしたいと思います。

それで、この保険料の決定で、運営協議会で話もされたということではあるんですけども、保険料自体が具体的にこうなって、また、ことしも上がりますよという話をされていたのか。この保険料決定をしっかりと審議する機関に運営協議会がなっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、先ほどの資格証明書の、子どもさん、乳幼児はないということですけども、小学生、中学生ではあるんですか、そうすると。小学校へ行っている子どもさんの親御さんが保険証を持っていないということがあるんですか。それもまた再度お聞きしたいと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 保険料が、この間、かなり市民負担がふえているということに対しての認識があるのかということですが、その点につきましては、やっぱり保険料が、例えば、月に100円でも500円でもふえてくるというのは、それは、やっぱりそれぞれの世帯への負担がふえているというのは事実であるということ、市としても認識はしております。ただ、私ども、国保の加入者への安定的な保険給付を継続して行うための財政運営と申しますか、国保の運営をまずやっぱり図っていかないといけないのではないかなという中では、一定、保険料が給付の伸びに応じて上がってくるというのは、ここは仕方ない、ご理解いただかないといけない点かなとは思っております。

あと、運協の場において、保険料率の決定の際の審議がなされているかどうか

というところでございますが、この点については、過去もこの委員会の場で議論がなされておりますが、保険料率の決定につきましては、あくまでも条例の規定に基づいて行われているということで、運営協議会の中での審議により変更となるという形はちょっと難しいのかなと思っております。

あと、資格証明書について、小学生、中学生のいる世帯については交付されているのかどうかということですが、実態として、交付の条件と申しますか、市で資格証明書の交付についての中では、乳幼児については対象外という形にしておりますが、小・中学生のいる世帯については対象とはなっておりますけれども、件数的には今ちょっとつかんでおりませんが、少数世帯だったと思います。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 今のお答えでは、何のための国保運協かと思うんですけども、保険料を決定するのに、共産党は、ずっと繰入金をふやして保険料を軽減すべきだということを言っているわけですが、この制度そのものは別に不可能ではないということは認識されてますよね。ぜひとも、市民生活を守るという立場では、国保会計が採算性を優先する余り、市民生活を守れないということになっては、何のための福祉かということになると思いますので、そここのところは、住民生活を守ることと採算性重視ということは相反するものであって、国民生活重視の方を優先して運営を行っていただきたいと思っております。これは要望でいいです。

それで、子どもさんのいる世帯の分、国保の分は、名前と住所を入れれば世帯の中身、全部ぱっとわかりはるわけです。ですから、もう小学生、中学生の方についても、子どもさんが医療を受ける状態

にないということを、資格証明書という  
ことは基本的にそういうことですので、  
今、いらっしゃるといふご答弁でしたか  
ら、これは是正をしていただきたいと思  
います。

繰り返しても、もう採算性の話をし始  
めると大変ですので、このくらいにして  
おきたいと思いますが、ぜひよろしくお  
願いいたします。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 先ほどの答弁の中  
で、1点、補足させていただきますと、  
資格証明書ですが、小・中学生がおられ  
る世帯については、機械的に出している  
のではなくて、極力接触の機会等を図っ  
た中での対応ということによってござ  
いますので、そのあたり、ご理解よろしく  
お願いします。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 対応はされているというこ  
となんですけれども、今、山形県で、子  
どもさんのいる家庭にはもう出さない  
ということは確認できているとか、経済  
的困窮で特別な状態があるということが  
あれば、今の現行法でも発行の対象外  
にできるわけですから、もしそういうこ  
とがあれば、今からでも是正ができる  
なら、よろしくお願いします。

○上村委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

○村上委員 この国民健康保険料につ  
きましては、僕も、今後の少子高齢化  
いうんですか、そういう形で、先進の  
医療技術の発達ということで、かなり  
治療するにしても、その機械を一つ  
使うにしても、かなり高額なもの  
が、かなり医療的な部分で入って  
きているということで、この国民健  
康保険料については右肩上がり  
いうんですか、今後はそんなに減額  
ということはないだろうなという  
ふうに私は

思っと思んですけれども。

その中でちょっと質問させていただ  
きたいんですけれども、8ページの  
ところなんですけれども、歳入の面  
で、款1、国民健康保険料、項1、  
国民健康保険料、目1、一般被  
保険者国民健康保険料ということで、  
健康保険料につきましては、  
昨年度に比べ1.9%増という  
お話でございました。その中で、  
徴収率が、現年分で92%が  
目標、それから、滞納分で13%  
というご説明があったんですけ  
れども、その中で、現年分、  
特に92%につきまして、  
目標設定のこの92%という  
数字はどういう形で出てきた  
のか。過去の推移とか、その  
辺があるかと思うんですけ  
れども、この設定の数字につ  
いてちょっとお聞きしたい  
というふうに思います。

それと、あと、ことしから、納  
付の期割が12期から10期  
という形になるというふう  
に聞いておるんですけれど  
も、また、私が聞いたところ  
では、やっぱり市民の方も  
知らない方がまだおられる  
というようなこともござい  
ますので、今後は、周知に  
ついてどういうふうに考  
えておられるのかという  
ことをお聞きしたいと思います。

それから、18ページの  
ところなんですけれども、  
款1、総務費、項2、徴  
収費、目1、賦課徴収費、  
節1、報酬の中で、保  
険料徴収員報酬という  
ことで1,917万円が  
計上されているんです  
けれども、これも、前の  
委員会等々で、普通  
徴収員と特別徴収員  
という方が、合計9  
名だったでしょうか、  
おられるということ  
なんですけれども、  
この9名の方でど  
れだけの保険料を  
徴収されておられ  
るのかというもの  
がわかれば、お  
聞きしたいと思います。

それと、基本的には、口座振替等々

ふえていくのがいいんじゃないのかなと私思うんですけども、この保険料徴収員の方々が、そういう形で口座振替等の依頼をされているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、議案第30号の件なんですけれども、今回、53万円から56万円に賦課限度額が上がるということなんですけれども、この約3万円上がることにつきまして、何人ぐらいの方が対象になれるのかというのがわかればお聞きしたいと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、一般保険料現年分の収納率を92%に設定しているところの根拠となるところでございますが、実は、この92%という数字につきましては、過去の、現年分と滞納分を合計した収納率がこのぐらいになっておるというところで、滞納分との合計というところではございますが、実際、現年分との開きの部分につきましては、あるというのが事実でございます。その部分につきましては、私どもも、保険料の徴収業務をやっておる中での努力目標といたしますか、目標値としてもそのあたりの設定というところで考えております。

それと、19年度から保険料の納付の期割が12期から10期に変更になると。この分につきましては、従前、仮算定、本算定という2度にわたる算定処理を行っておったものを、6月の1回で1年間の保険料を決定させてもらって、ご案内させていただくという形につきましてのPR方法でございますが、実は、今年度、18年度のそれぞれ仮算定、本算定の通知時には、そのご案内のチラシも入れさせてもらっておりまして、広報にも載せさせていただいておりますけれども、また、委員ご指摘のとおり、まだご理解い

ただけてないというか、実際、周知がまだきっちりできてないではないかということにつきましては、通常、今まででしたら、4月に仮算定保険料ということで、各世帯に保険料の通知を差し上げておりましたが、19年度につきましては、6月本算定ということになりますので、4月には何も通知がいかないという形になってしまうのですけれども、今考えておりますのは、4月に、保険料の算定期が6月になりますということで、4月、5月については保険料の請求はいきませんというご案内を各世帯に送付させていただこうかなというところを考えております。

それと、次に、保険料徴収員の収納額についてでございますが、特別徴収員と申しまして、主に、滞納分を集金に回っていただいている徴収員が4名ございまして、17年度決算の数字になりますが、4名で約8,150万円でございます。普通徴収員ということで、5名おられますが、この方につきましては、主に現年分と申しまして、その期別、対象月の保険料の集金が主にありまして、そちらにつきましては、金額と申しますより、集金件数で約4,000世帯ほどを回らせていただいているという形でご説明させてもらった方がよろしいかと思っております。

それと、集金の中での口座振替への依頼は行っているかということにつきましては、実は、集金に行く際にも、そのあたり、口座振替と、あと自主納付と申しまして、ご自身で金融機関で納めてもらう方法等につきましても説明していただく。依頼がありましたら、そのあたりの口座振替の手続きの依頼の用紙等もお配りしていただくようなことも積極的に行っております。

次に、賦課限度額が53万円から56

万円になった場合の対象人数といいますか、実は、保険料については世帯でかかりますので、対象世帯ということでお許しいただきたいと思うんですけれども、53万円から56万円になる世帯が、約900世帯でございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 先ほど、徴収率92%というお話もございましたし、また、徴収員の方につきましても、滞納分として4名で8,150万円ですか、徴収されていると。それから、また、普通徴収員の方が5名で、現年度分として4,000世帯の徴収をされているということなんですけれども。この国民健康保険料につきましても、国民皆保険料という、皆さんという皆という言葉がついておりますので、いわば、皆さんで使った医療費は皆さんで見ましようというんですか、逆に、自分で使う分も皆さんに賄ってもらいましょうということになっておりますので、この辺も踏まえて、徴収率を上げていただくような形で、これも特別交付金の絡みのことも関係してくると思いますので、その辺で徴収率を上げていただくような、今後さらなる努力ということをお願いしたいと思います。

それから、口座振替なんですけれども、こういう形で口座振替がもしどんどんふえてくれば、この徴収員の方も少しは人数が減らせるというのか、数も減らすことができるということになってくると思いますので、この口座振替もふやしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、期割の周知の件なんですけれども、これ、基本的には6月からになりますので、もし、これ12期割にしたいという方がおられれば、これが6月から来年の5月という期割になるのか、そ

の辺を確認だけさせていただきたいと思います。

それから、あともう1つ、最後の、賦課限度額の53万円が56万円ということなんですけれども、この56万円という算定の中身というのか、経緯といいますか、もしわかれば、教えていただければと、そういうふうに思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 19年度から保険料の支払いが、6月本算定の10期払いということで、その分が12回払いも可能かどうかというご質問につきましては、6月の本算定ということで、お支払いは、通常、会計年度3月末ということで、その間で10回という形になりますが、確かに、12回で期割していた部分が10回ということで、1回当たりの支払い額がふえてくると。トータルでは一緒なんですけれども、ふえてくるという部分につきましては、お申し出いただきました分につきましては12回払いも可能と。その場合は、前もってということではなくて、6月に1年間の保険料が決まりますので、6月から翌年の5月までの12回での対応も可能ということをお願いしたいと思います。

そして、賦課限度額の56万円の算定の経緯というのか根拠ということでございますが、こちらの方につきましては、賦課限度額と申しますのは、実は、国民健康保険法の施行令の中で定められておまして、今回、56万円に上げさせてもらったというのは、53万円から56万円という施行令の改正があったことに伴いまして、今回、同様に条例の改正の方を上げさせてもらっております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 先ほどの、期割につきましては、またしっかりと周知していただき

まして、12期割にしたいという方については、柔軟に対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点なんですけれども、議案第3号の23ページのところなんですけれども、款2、保険給付費、項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金、節19、負担金、補助及び交付金ということで、出産育児一時金が8,750万円、今年度計上されているということなんですけれども、この支払っていただく方法というものが、これ、妊娠されて85日を経過すれば、あつてはならないんですが、死産の場合等々も出るということをお聞きしとるんですけれども、この出産の、極力、市民の方への負担を減らすという意味で、例えば、これ出生届を出すと、今、一時金をもらえるという形になろうかと思うんですけれども、このあたりが、市民の方の負担を少しでも抑えようということで、前払いというのができないものかどうか、その辺のお考えをひとつお聞きしたいと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 出産育児一時金の前払いということができないかどうかということでのご質問につきましては、実は、出産育児一時金につきましては、国民健康保険に加入されている被保険者が出産された際に支給させていただいているものでありまして、ご質問の前払いについてでございますが、この一時金の支給というものにつきましては、被保険者が出産された日に、国保の被保険者の資格を有しているというのが条件としてまず1つあるんですが、それと、出産という事実によって支給させていただくものでございますので、その2点からしまして、ちょっと前払いというのは性格的に

難しいのではないかなと今の現状では考えております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 この出産育児一時金につきましては、大阪府の方も、第三子ですか、さらにプラス5万円か何かということも、19年度、制度的にはあるというふうにちょっと聞いとるんですけれども、そういう形で、極力、出産をされる方について、負担を少しでも減らそうという思いでされているかと思っておりますので、それで、出産する前にもかなりお金が要るというような現状もございますので、その辺も踏まえて、ちょっと今後検討していただければと思いますので、これは要望とさせていただきます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 議案がたくさんありまして、老人保健医療特別会計予算の分がちょっと抜けておりましたので、再度、質問させていただきたいと思っております。

医療給付で、今年度、2億5,000万円の減ですね。補正では3億4,000万円の減。後期高齢という線引きがされて、移行が先送りされているということの理解はしておりますけれども、これが、つまり国保に残されたお年寄りが出てくるということになるんじゃないかと思うんですけれども、今までの老健加入者と比べて、後期高齢に達しない方の不利益というか、制度の違いとかサービスの違いとかが出てこないのかどうか、ちょっとその辺をご説明いただけないでしょうか。

それから、もし差があるんでしたら、同様にまた援助していくというような手だては考えられないのかをお聞きしたいと思います。

こういう問題、窓口業務の話なんですけれども、先ほどの国保と一緒になんです

が、老人保健の窓口でも同様に、老人世帯で受けられるサービスの説明とかいうのがきちんとできていないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。所得申請とか減免申請のやり方というか、そういうことを教えてあげられているのかどうか。受領委任払いとか高額療養の制度などについても説明がいただいているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、老人保健医療の予算に係る部分についてご答弁申し上げます。

18年度補正予算で減額予算をさせていただいているということでございますけれども、この理由につきましては、平成17年度前半の医療費が伸びたために、17年度で追加補正をさせていただいたわけでございますけれども、17年度後半の医療費が伸びなかったということで、今回、減額補正をさせていただいております。

理由につきましては、基本的には、今、委員ご指摘のように、制度改正に伴います経過措置で、対象者の方が順次減ってきているということで、基本的には、医療費については、そのときによって若干の相違はございますけれども、基本的なベースとしては下がってきているのではないかなというふうに考えております。

それから、制度改正に伴いますサービスにつきましては、基本的には変わりがないというふうに認識をいたしております。

それから、あと、高額の関係とか減額対象のこととか、窓口対応のことについてでございますけれども、これらのことにつきましては、対象者の方にきちっとしておりますし、窓口におきまして、制

度の周知については、基本的にはできているのではないかなというふうに考えております。

○上村委員長 ほかにありませんか。

安藤委員。

○安藤委員 まず、議案第3号、それから、議案第11号の国保特別会計の関係なんですけれども、さきの一般会計の予算審査の中でも、国保料のこの間の推移、それから、一般会計の繰り出しのことでいろいろとご質問をさせていただいたわけでありましてけれども、国保料が、今回、一般の医療分で3.06%引き上げられるということがこの予算の中に盛り込まれているということでありましてけれども、予算書の保険料を見ますと、前年と比べますと、保険料収入が2.2%ほどの伸びになっています。国保料のその3.06%の改定というのは、滞納分は含まれないというふうな認識でいるわけですが、この辺、平均改定率3.06%の引き上げと、予算における現年の一般医療給付分の保険料の伸び2.2%、この約0.8%のこの乖離はどういった理由によるものなのかをちょっと教えてください。

それから、資格証明書も、先ほどから議論をされていますけれども、資格証明書、それから、短期被保険者証の発行数、推移をちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、この間、既に資格証明書を発行されている方々の中から、長期保険証もしくは短期被保険者証に移管した人、それから、短期被保険者証を発行している中で、長期保険証に移管してきた人はどのぐらいの率でいらっしゃるのか。資格証明書や短期被保険者証を発行されている方々の納付相談はどのぐらいふえてきているのか。あわせて、資格証明書で

お医者さんにかかっている件数というんですか、資格証明書で医療機関を受けている方の割合というんですか、件数を教えていただけたらと思います。

それから、19ページで、国保運営協議会の費用が計上されているわけですが、国保運協の開催の回数、年間何回やられる予定になっているのか。それから、国保運協のそもそもの意義というんですか、役割というものは何なのか、ちょっと改めてお聞かせいただけたらと思います。

それから、18年度の決算はまだまだこれからの話だと思えるわけですが、現段階、わかっている範囲で、収支の状況等、直近の状況を教えていただけたらと思います。

それから、今度ちょっと、10ページになりますけれども、国庫補助金の特別調整交付金、これが112万3,000円ほどが前年比で減っていますけれども、この減った原因を改めて教えてください。

12ページの老人医療波及分の補助、障害者医療波及分の補助、先ほど、府の制度の改定によるものだということがありますけれども、減っているもの、ふえているものがありますけれども、その中身について。あわせて、普通調整交付金が800万円ほどふえていますので、その点についても教えていただけないでしょうか。

それから、18ページ、これも、収納率の向上に向けて、前納報奨金、それから、口座振替の奨励金等などが出ているわけですが、前年比よりも伸びていますけれども、この点、件数としてどのぐらいを目標に伸ばしていこうとされているのか、その辺の目標値が定まっておられるのであれば教えていただけないでしょうか。

あと、17ページの、国保システム改造委託料でございますが、この中身についてもちょっと教えてください。

それから、21ページの、高額療養費ですけれども、かなりの伸びになって、前年と比べますと5,700万円ほど伸びております。退職の方になりますと、前期高齢者がふえていることなどもご説明いただいたんですけれども、その点も改めて、具体的に教えていただけたらと思います。

それから、老健の方ですが、補正予算も、それから、19年度の予算につきましても、支払基金の交付金、それから、医療給付等々、大幅に減ってきています。老健制度の改定で、対象となる方が国保にとどまっていることなども上げられるかと思えますけれども、この背景について、ちょっと教えていただけたらと思います。

それから、レセプト点検に関連しまして、老健の上限額は窓口で申請をして、償還手続きをとるということになっているかと思えますけれども、医療を受けてから、レセプト点検が終わって、償還の時期、あなたの医療費は上限額を超えていますので、償還の手続きに来てくださいというところまでの期間というのは、今どのぐらいの期間でできているのかどうか。

それから、その償還の手続きについて、やはり多額の償還金であれば、バスやタクシーに乗って市役所まで足を運んで手続きをとるということはありますが、少額の場合、今度、バス代でそれがもうなくなってしまって、一体何のためかというような形になってしまう状況もあるとお聞きしておりますし、中には、郵送でもできますという、以前からお話を伺っていますけれども、郵送の切手代のこと

を考えると申しわけないという、そういうような思いの方が現に本当にいらっっしゃいますが、この辺の老健、特に75歳以上の方々の医療費、できるだけ煩わしい手続きなしで、払う必要のない医療費の返還を求めることについては工夫が必要かと思えますけれども、その点をどのようにお考えになっているのか、改善方法等をお示しいただけたらと思えます。

それから、あわせて、これ、またお答えができればと思うんですけれども、老健が平成20年の4月から、後期高齢者医療の方に移管していくわけですけれども、その移行の手続きであるとか、それから、加入者の方々への周知であるとか、それから、当面の保険料がどうなるのか、それから、新たに負担が生じる人たちがどのくらいいらっっしゃるのかなどなどのことについてのお考えと、それから、この平成19年の間に周知徹底を図っていく必要があるかと思えますけれども、その点のお考えについてもお聞かせをいただきたいと思えます。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目、国保料の改定率が3.06%に対して、保険料の予算分が2.2%、この差についてでございますが、まず、その改定率の3.06%につきましては、1人当たりの保険料を比較した部分でございますが、予算総額につきましては、当然、その1人当たりの保険料に被保険者数を掛けた分が予算の金額として出てくるわけですが、18年度、19年度につきましては、被保険者数の違いというのもこの差に出てくるというところでございます。

そして、2点目の、資格証明書と短期被保険者証の発行数でございますが、今、手元で把握していますのが、実は11月末現在でございますが、短期被保険者証

が1,667件、資格証明書が81件で、当然、きょう現在までに、資格証明書から短期被保険者証なり長期保険証にかわっている世帯もございまして、今、ちょっとその数が把握できておりませんが、短期被保険者証につきましても、短期被保険者証から長期保険証といいますが、通常証にかわっている部分もございまして、それにプラス、国保の場合、日々、異動の件数も結構ございまして、この11月末では摂津の国保の被保険者であったけれども、転出なり、社会保険等々ができたことによって資格を喪失している世帯もございまして、それが全部この中でということではなくて、国保全体としてありますので、そういう世帯もこの中に含まれてくるということで、今現在の数字というのは、今把握しておりませんが、数字としては両方とも減っているという形になると思えます。

あと、資格証明書による医療機関なりの受診につきましても、実は、短期被保険者証であろうが資格証明書であろうが、普通証であろうが、それで医療を受けられた場合には、医療機関からレセプトというのが私どもの方に回ってくるわけなんですけれども、資格証明書によるレセプトというのはまだ来ておりませんので、きょう現在ではなしという形です。

そして、運協にかかわる部分でございますが、年間の開催回数につきましては、これは不定期でございますので、特に定めとしてはございません。あと、運協の意義というところでございますが、この審議事項につきましては、一部負担金の負担割合に関する事項、保険料の賦課方法に関する事項、保険給付の種類及び内容に関する事項、その他、市長が必要と認める事項となっております。

そして、18年度の決算見込みという

ご質問でございますが、この点につきましては、先ほど、質問の中にもございましたように、まだ18年度の会計を閉めるまでに、当然、歳入面におきましては、保険料の収入や、あと、調整交付金等の交付決定がまだ出ていないという中で、歳入もまだ確定していないという点や、一方、歳出におきましても、医療費の支払いがまだまだ年度途中であることから、決算見込みというのは、なかなか今の時点で確定的なものを申し上げることはできないのでございますが、今の状況で、見込みとしては、約3億円程度の赤字になるのではないかなと思われまます。

ただ、その中には、療養給付費交付金と申しまして、退職者にかかわる部分の交付金の過払い部分が、これが約8,000万円から9,000万円ぐらいになるかなと思われる部分も含んでおりますので、その部分は翌年度、19年度で返還という形になりますので、純粹に言いますと、その部分を足した部分、約3億8,000万円から9,000万円前後の赤字が、あくまでも今の時点での見込みですけれども、そのぐらいの数字になってくるのではないかなと思われまます。

それから、予算書の10ページの、国庫補助金の、調整交付金の特別調整交付金が減額になっている理由でございますが、この部分につきましては、特別調整交付金の中のメニューとしての、今回につきましては、レセプト点検に係る部分の交付金があるわけですが、その部分が都道府県の調整交付金の方に移譲されたという形で減額となっています。

そして、前納と口座振替の分につきましてはの目標値と申しますか、口座振替につきましては、かねてから口座振替の納付率というのがかなり高率なものとなっておりますので、私どもとしては、口座

振替を推し進めていきたいという中でこの奨励金制度を設けておりまして、口座振替の奨励金を実施する前、15年度で口座振替の利用率が、年間の平均で約46%であったのが、17年度末ですが、51.02%ということで、約5%ほど上がっております。この部分を、今後、プラスとして口座振替の利用率を上げていきたいということで、特に目標値ということでは定めはございません。

次に、17ページの、国保システム改造委託料の中身につきましては、主に制度改正や今回の税制の改正等に対応するものとしての、国保で通常使っている業務端末のシステムの改造ということで予算を計上させていただいております。

それから、高額療養費の増につきましてでございますが、こちらの方につきましても、例年、1件当たりの支給率が伸びてきているということでの増額となっております。

あと、資格証明書から短期被保険者証ないし長期保険証にかわった件数や短期被保険者証から長期保険証にかわった件数というのは、今ちょっとこちらの方での把握というのは手元にはございません。

あと、資格証明書の方に対する納付相談の対応ということですが、件数もちょっとうちの方で今把握しておりませんが、窓口の対応といたしましては、保険料を納めていただけていなかった理由等をまずお聞きする中で、それぞれ事情があるということで保険料が納めてもらうことができなかったということに関しては、通常の納付相談と同じような形で行わせていただいた上で、保険証の発行ということで対応させてもらっています。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、老人保健医療に係る部分についてご答弁申し

上げます。

まず、医療費が減になっていることにつきましては、先ほどの答弁でもご説明いたしましたように、制度の経過措置によりまして対象者の減になってきているということと、あと、診療報酬の引き下げにつきましても若干影響があるのかなというふうに考えております。

それから、経過措置が切れまして、国保にとどまることになったことにつきまして、医療の内容につきましては変わらないというふうに考えております。

それから、レセプト点検の件でございますけれども、高額の療養費の問題でございますけれども、いわゆる実際に診療を受けられてから2か月後以降にしかレセプトの現物がこちらの方に届かないという現状がございますので、現在は、大体早くて3か月から4か月かかっているという状況でございますけれども、そうした、2か月後にしか届かないという状況がございますので、これについてはちょっといたし方ないかなというふうに考えております。

それから、償還手続きにつきましては、一度だけ登録していただければ、あとは振り込みという形になっておりますけれども、ご指摘のように、一応郵送でも可としておりますけれども、一度は手続きをとっていただかねばならないということになっております。現行では、一定いたし方ないかなというふうに考えておりますけれども、ただ、ご本人さんが手続きをとっていただく必要はないわけでございますので、例えば、実際には、\*ヘルパーさんを利用されている方が、ヘルパーさんに手続きを代行してもらっているとか、そういったことも十分ありますので、今後も、電話等でそういったご相談があれば、いろいろそういったサジェ

スチョンというんですか、助言なりをさせていただいて、できる限り、せっかくの制度でございますので、利用していただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の後期高齢者の医療制度の広報関係や移行の手続きの関係等についてでございますけれども、後期高齢者の制度で、今まで子どもさんの扶養等に入っておられまして負担がなかった方が負担がふえるというのは、一応700名程度というふうに考えております。

3月1日号の広報に、20年4月から新しい制度に移行しますということの広報を一回させていただいておりますけれども、今後も広域連合の方の予定といたしまして、10月ぐらいまでには、随時広報活動という形になっておりますので、今後また、広域連合とも調整しながら、広報等を初めとした広報活動に努めてまいりたいと思っております。

また、あくまで予定でございますけれども、広域連合の方では、11月ぐらいに府民向けのPR冊子やポスターの配布を考えておられるようです。また、2月以降に被保険者証交付に係るPRということも予定されておりますので、広域連合とも今後調整しながら啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

また、先ほど申し上げました、700名ほどの方が新しい負担等がふえるということにつきましても、いつの時期にそういった広報をしていくのか、周知をしていくのか、これは、新しい保険料との関係もございまして、そのあたりも含めまして検討いたしまして、できるだけ早い時期に周知ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 国保料についてですけれど

も、予算書の方の、保険料が2.2%ほどの前年比伸びで、平均改定率は、1人当たりの保険料が3.06%の伸びだというようなお話、ちょっとわかりにくくて、被保険者数は、19年度は18年度と比べてどう見込んでおられるのでしょうか。

17年度の資料等を見させていただきますと、この間の傾向としては、国保の加入者、全体に若干減ってきていると、退職医療の方は大幅にふえているけれども、前期高齢者は老健の改定によってとどまる方がいらっしゃるのでふえてきているけれども、一般若年層は減ってきているということなんですけれども、その点、ちょっとあわせて、加入者数がふえているからこうなんだと、減っているからこうなんだというようなことを、再度ちょっとお教えをいただきたいと思うんです。

それから、資格証明書、短期被保険者証のお話ですけれども、先ほども山崎委員からも指摘があったと思うんですけれども、資格証明書、短期被保険者証というのは、やはり国民皆保険制度、経済的な理由によって医療を受けられない、だれでも受けられる、そのための制度であって、資格証明書とか短期被保険者証とかいう形で、医療を受けるに当たっての障害となるような保険証を発行するというのは、この国保制度そのものの性格から言っても、私は間違いだと思っているわけですが、この件についても何度も議論をしてきているわけなんですけれども、資格証明書、短期被保険者証の発行というのは、納付相談をする機会をふやすためのものなんだというようなお話がありました。

そうであるならば、どのぐらいの納付相談をふやしたのか、それから、どのぐ

らいの方が短期被保険者証から長期保険証になったとか、資格証明書から短期被保険者証になり、こうなったのか、もしくは、先ほどの質問の中にありましたけれども、若年層、特に、子どものいる世帯、小学校から中学校、子どものいる世帯に対して資格証明書を発行している家庭の状況なども詳しく把握していく必要もあるのではないかと思いますけれども、その点はいかがなんでしょうか。改めて、資格証明書、それから、短期被保険者証の目的についても、あわせてお示しいただきながらご説明をいただけないでしょうか。

それから、医療給付につきましては、大幅に新年度も伸びるということのもとで、国保料の引き上げということが今回も出てきているわけですが、今、老健の方でもご答弁いただいたんですけれども、良い、悪いは別にして、診療報酬の改定等があって、診療報酬の引き下げなども、国保の医療給付の方にも影響があるのではないかなというふうに思うんですけれども、その診療報酬の改定の影響というのをこの国保の医療給付費の中にどのように見込んでおられるのかも、ちょっと教えていただけないでしょうか。

それから、前納報奨金と口座振替の奨励金ですけれども、予算として、前年比でそれぞれ185万6,000円と、口座振替の奨励金が76万5,000円増ということで計上されていますので、やっぱり一定のこの数字をはじき出してきた根拠があるかと思いますので、その根拠となる数字というものをちょっと教えていただけたらなと思います。

それから、一回目、ちょっと飛ばしてしまっただけなんですけれども、納付回数が、先ほどもありましたけれども、19年度から12回から10回にかわるというこ

とで、周知も徹底しますというようなお話でありましたけれども、申請減免の時期等も、以前と比べて変わってくるのかなと思います。その点はどうなのか、それもあわせて教えてください。

あと、国保は、いずれにしましても、医療給付が伸びますと、被保険者、加入者の負担がどんどん上がってくるんだと。国保料が高いというのは、先ほどもお認めになられてるわけですが、しかし、医療給付も上がってくるということで、そこは認めていただかないというようなお話が先ほどありましたけれども、国保料の今回の値上げ分について、それでは、もう医療給付が上がったら、もうすべて加入者の負担にするしか方法がないのかどうか。

仮に、これも前回から話をしてるものですが、今回の値上げを押しとどめようとするときの努力として、一般会計の繰り入れというのを求めることも考えられると思います。どのぐらいのお金であれば、この値上げを吸収することができるのか。これは、一般会計からの繰り入れができる、できないは別にして、それもちょっと教えてください。

それから、老健の方に移ります。

老健の方につきましては、支払い基金の交付や医療給付というのが大幅に減っているというのは、加入者の減や診療報酬の削減だというようなことはわかりました。レセプトにかかわって、償還の手続きの問題で、2か月後にレセプトが返ってきて、手続き等をやりますと、対象者の方のお手元に届くのは、医療を受けてから3か月か4か月後になりますよというようなお話でありました。郵送であるとか、それから、ヘルパーさんをお願いをすれば代行もできますというようなお話でありましたけれども、それでは、こ

れはここで聞きしていいのかあれなんです。ヘルパーさんにそういった手続き、そういった問題もありますからということで、ヘルパーさんへそういった周知等というのはできているのかどうか。

それから、高齢化が進む中で、介護保険など市のサービスを受けておられない高齢者の方、摂津市として生活の状況をつかんでおられない高齢世帯というものもたくさんいらっしゃると思いますし、現に、先般の一般会計の予算審議の中でも渡辺委員が質問されていましたが、正雀での事件においては、高齢者世帯でありましたけれども、市とのかかわりというのが非常に薄いということで、そういった情報が伝わりにくい部分がある世帯も多いのではないかと思いますけれども、その点についてもどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

一緒にお聞きしておきますが、以前から要望しているんですけども、国保制度の中にあります受領委任払いの制度、これ、国保だけでなく、この老健というのはさまざまな医療保険などもかかわっているということで難しいというようなお話がありましたが、受領委任払いの制度をやっぱり検討する必要が出てくるのではないかと。特に、今回、これが後期高齢者広域連合の方に移行していくわけで、新たな議会がつくられて議論されていくわけですので、その辺の高齢者の方々の事務負担というものを削減していくということでは、この受領委任払いの制度をきちんと考えていく必要があるのではないかと思います。この間、府へ要望されていくというようなご答弁も何度かいただいておりますが、その要望とその到達点というものも教えていただけませんか。お願いをいたします。

後期高齢者医療への移行について、周

知の問題等、やはり加入者の方が75歳以上の方々でありますから、なかなか広報で見ても、これがじゃあ私たちのことなのかというのは、なかなかすぐにはぴんとこない部分というのはあると思います。これは若年層でもそうだと思います。そういう意味では、大阪府の広域医療連合の方の周知徹底やポスターなどに頼るのではなくて、きちんとその対象となる方々へお知らせをしていくような手だてが必要ではないか。これは相当大的な医療保険制度の改定であって、かつて介護保険制度が導入されたときに匹敵するような問題ではないかと私は思うわけなんです。介護保険制度導入の際というのは、介護保険は、この後期高齢者医療と同じように、保険料を年金から天引きするというような大きな制度改定もあったわけですので、早くから各地域での説明会を行ったり、それから、出前講座などで老人会を回ったりと、そういった長い時間をかけて周知徹底を図って理解を得られる、意見を聞く機会を設けていたかと思いますが、その点はお考えになっておられるのかどうか。市としてやるべきものなのかどうかはちょっとわかりませんが、そういったことも含めて考える必要があるのではないかと思いますけれども、その点もお聞かせください。お願いします。

○上村委員長 暫時休憩します。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村委員長 再開します。

野村課長。

○野村国保年金課長 先ほどのご質問で、まず、被保険者数の見込みについてでございますが、18年度の当初と19年度の当初での被保険者数の見込みの差につきましては、18年度の当初が2万6,009人、19年度の当初予算の見込み

が2万5,805人ということで、204人の減となっております、比率にいたしまして、約0.78%の減という形になっております。

次に、資格証明書と短期被保険者証の発行に係ります目的ですが、私どものこの発行の目的については、あくまでも納付相談の機会の確保ととらまえております。

この相談の機会が年間何回ぐらいかと申しますと、納付相談につきましては、短期被保険者証の有効期限が4か月となっておりますので、その部分で、その更新にかかります回数が年間おおむね3回、それと、あと保険料の減免申請の際にも相談させていただいておりますので、その1回を含めて年4回ほどとなっております。

資格証明書の発行につきましては、極力控えたいというものもありますが、あくまでも法律で義務化されているものということでご理解いただきたいと思います。

そして、給付に関しまして、診療報酬の改定をどのように見込んでいるかというご質問ですが、診療報酬改定の影響を見込むということにつきましては、実は、なかなか困難なところがあるかなと。というのは、あくまで診療のケースの中で、治療方法は1つということでは、それに影響するものが出てきたりとかいろいろありまして、その影響額を見込むというのはちょっと困難な状態で、予算としましては、過去の実績や被保者の年齢構成等の変更を見込んで積算をさせていただいております。

そして、前納報奨金と口座振替奨励金の算定の根拠ですが、例年実績に加えまして、19年度につきましては、仮算定、本算定の2回の算定を廃止して、本算定

一回ということになりまして、それに伴う、それぞれ前納の対象となる期別の増加を見込んだもの。そして、口座振替の奨励金につきましては、これまで、仮算定の4か月間の納付で、8月の本算定で保険料に軽減とかがかかって、以降、納付がないという世帯、仮算定の4回で1年間の保険料を納めた形になるケースがございましたが、今後につきましては、6月の本算定によりまして、4回のケースが10回に割り振られての納付となるということで、こちらの方も対象となる期別がふえたということをもとに算定をさせてもらっております。

そして、それに関連しますが、納付回数が10回になることによって、減免の開始時期がいつごろになるかというご質問でございますが、減免申請につきましては、従来から、その年度の保険料が決定した月ということで、この18年度までは本算定をさせてもらっていた8月が減免の開始時期でしたが、19年度からは、これが6月に本算定という形になりますので、6月が減免申請の開始時期になります。

それと、最後に、保険料の、今回、料率改定等を上げさせてもらっておりますが、抑制するためには幾らぐらいの金額が必要かというご質問ですが、19年度につきましては、冒頭の部長の補足説明にもございましたとおり、医療分の賦課限度額を53万円から56万円に改定して算定させてもらっておりますので、仮に、賦課限度額が53万円で、所得割料率、均等割、平等割につきましても、18年度と同額とした場合の不足額が約5,100万円ほどになります。

そして、そこから、今回、賦課限度額を56万円にということで3万円改定を上げさせてもらっておりますが、その対

象世帯がおよそ900世帯ということで、約2,700万円、この限度額の改定によって上がってくるということで、5,100万円から2,700万円を差し引いた2,400万円ほどが料率等を抑制といたしますか、現状の維持をしようとする、これだけの財源が不足という形になってくるかと思われま。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、受領委任払い制度についてでございますけれども、受領委任払い制度の理解につきまして、例えば、国保の方でも、100万円の医療費がかかって、その3割負担、30万円が本人負担となって、その方の、例えば限度額が4万4,000円としますと、その残り25万6,000円の方をご本人さんがお支払いにならずに、市の方が直接医療機関の方にお支払いをするというのが受領委任払い制度というふうに理解をしておるわけでございますけれども、そうしますと、老健の場合ですと、例えば、今の例をとりますと、100万円の医療費がかかったとしましても、その1割負担、例えば10万円がご本人さんの医療負担でありましても、実際に病院で支払いますのは、その方の上限額が、例えば1万5,000円、あるいは2万4,600円でしたら、その方の上限額を病院で支払われるわけでございますので、いわゆる国保で言いますところの受領委任払い制度というのが、もう老健の方では実際にはされているのではないかと、そういう理解をいたします。

もし、いわゆる限度額を超えた複数の医療機関で受診を受けて、限度額を超えた分を医療機関に支払わないで済むような方法のことで受領委任払い制度というふうにおっしゃっているのをございましたら、これは現行の制度では極めて難し

いというふうに考えております。

それから、そういったことでございますので、現在の償還手続きで引き続きお願いをしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、先ほど、例えば、情報をつかんでいない高齢世帯などへの周知方法についてどのように考えるのかということで、1つの例として、ホームヘルパーの活用等を挙げさせていただきました。確かに、ホームヘルパーの業務として、そういった代行業務についてもヘルパーの業務ではございますけれども、これが、例えば、介護保険制度に基づきますと、利用者負担の問題等も出てまいりますので、これは市の方からお願いができるものではないというふうに考えております。

ただ、例えば、高齢者の見守りのヘルパー等につきましては、今もそういったいろいろな高齢者の方のニーズにこたえるようにというお願いをしておりますし、今後もそういったことについては徹底をしてまいりたいと思っておりますし、ヘルパーというのはあくまで一つ的手段でございますので、そのほかにもいろいろな形でもかかわりの方法等がありましたら、これは、私どもも引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、後期高齢者の医療制度の広報活動につきましては、委員ご指摘のとおり、今回の制度改革については非常に大きな制度改革だというふうに認識をいたしております。ましてや、対象の方が75歳以上の高齢者ということだけに、大変難しい、複雑な制度の理解を得ていくのは時間がかかるというふうに認識をいたしております。

先ほどの答弁では、一応、広域連合の今後の啓発に係る予定についてご答弁申し上げましたけれども、当然、市といた

しましても、その広域連合の取り組みに上乘せするような形で、市としての独自の形で理解をいただけるように、検討して、進めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 お答えをいただいたんですが、予算書の、保険料と3.06%の改定率との差というのはわかりました。

それにしましても、昨年、国保料が大きく引き上げられて、連続の引き上げということで、市民の負担というのは本当に大きくなっています。公的年金の控除につきましても20万円削減されて、昨年から、激変緩和ということで、年金控除を一気に20万円減らす部分を、段階的に3年間かけて減らしていくという形になっていますから、18年度の保険料、料率もかわりますけれども、自動的に年金生活の方々の、年金収入の方については、去年よりもさらに激変緩和策が減りますから、保険料が自動的にまた上がると。二重、三重という形で負担がふえてくるということで、これは大変な状況にあるのではないかと思います。

改めて、国保料についてですけれども、先日も取り上げましたけれども、所得がゼロの方で、7割軽減があっても国保料が必要になってくると。1人世帯ですと1万8,900円、2人世帯ですと2万9,340円です。平成13年のときと比べると、それぞれ2,000円から3,000円ほど負担がふえてきます。所得200万円の方ですと、1人世帯でいけば、4万円、5万円と負担がふえています。

一般的に、今回、53万円から56万円と賦課限度額が上がることによって、その対象となる世帯、例えば、50万円の所得で4人家族の世帯の場合ですと、

平成13年から比べると、何と11万円も負担がふえます。この平成13年から平成19年の間に庶民の収入所得がふえているかという、これはもう統計上から見てもふえていませんし、逆に、税金や社会保険料の引き上げ等、可処分所得が減っていると。にもかかわらず、10万円近い負担がふえてくるということは、やはりこれは国保の制度の矛盾という問題の中から発生していることではありますけれども、国保の保険料というのは高いものだというふうに思うんですけれども、その辺のご認識を改めてお聞かせください。

それから、今、今回の値上げを抑制する、18年度の保険料に据え置くためにはどのぐらいの財源不足が生じているかというような質問に対してのご答弁では、賦課限度額53万円にとどめた場合ですと、5,100万円足りないということです。ということは、5,100万円、どこからかお金を補てんすれば、保険料の料率改定をせずに、市民負担を抑えることができるというふうに理解していいのでしょうか、その点をお聞かせください。

それから、資格証明書と短期被保険者証についてであります。

資格証明書と短期被保険者証については、資格証明書については、国民健康保険法の中に提起されていますし、短期被保険者証については、これは国保法ではないですね、国保の施行規則の中に、短期の期日を定めることができるというような形で示されているかと思いますが、どちらにしましても、これは払っていないことを理由に、払っていないから医療サービス、保険のサービスを抑制するんだと、ペナルティーだというものではないというふうな認識でおられるというふ

うに理解をしています。

この短期被保険者証と資格証明書の発行というのが、収納率を上げるための納付相談の機会を確保することだということであるならば、その納付相談の回数であるとか、その納付相談をすることによって、例えば、短期被保険者証を発行されている方々がどのぐらい収納がふえてきているのか、どんな相談内容になっているのか、または、資格証明書においても、納付相談をする中で、何らかの形というものをつくっていく努力が必要だと思うわけです。

お聞きしますと、資格証明書の場合にはなかなか連絡がとれなくて、やむを得ずというような形だというお話ですが、しかし、81件、昨年お聞きしたときには、たしか50数件だったと思いますから、この間、毎年、毎年資格証明書の発行が少しずつですけれども、ふえてきているのが現状だと思います。

そうした中で、どのような納付相談をされているのか、実態をどのぐらい把握されているのか。先ほども、国保法の中でも、資格証明書を発行はしない条件に幾つかの規定を設けていますけれども、摂津市の国保は、さらにその上に乳幼児のいる家庭には発行しないんだというような独自の規定も設けておられるわけですけれども、先ほどもありましたけれども、小学生、中学生と、まさに発達過程にあるお子さんのいる家庭に対しての発行というのは少数だけでもあるというお話もありました。その点、どのようなお考えのもとなのか。そうした小学生、中学生のいるご家庭に対して資格証明書を発行しているという中で、納付相談、それから、生活改善の相談等もさまざまなものが出てくるかと思えますけれども、それにどのような対応をされているのか

お聞かせをいただきたいと思ひますし、その納付、収納率が上がってきた具体的なものについてもきちんと把握をしていられる必要があるかと思ひますけれども、その辺はどうなんでしょうか、お聞かせください。

それから、老健の方ですけれども、老健の償還手続きの問題であります。私がお聞きしたのは、なかなか制度上は難しいといった方のことについてお聞きしたわけなんですけれども、制度上の中で可能なことをぜひ検討していただきたいということがあるんですけれども、もう1つ、先ほどからもご答弁いただきました、例えば、ホームヘルパーさんにそんなこともやらしてもらえないかどうか、市の方から言うのは難しいかもしれないけれどもというお話はありましたけれども、高齢世帯の方々が、いろいろな市への手続きというのは非常に煩雑で難しい面、地域でフォローする手だてというのが、いろいろと仕組みづくりというのはされてきているわけでありまして、もちろん、民生委員さんであったり、地域での高齢者の方々の拠点づくりも進んでいる中で、この老健の償還の手続きに限らず、介護保険の減免であったり、さまざまな市の負担軽減についての中身については、周りでフォローができるように、ちょっといろいろな場所で周知徹底をしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 国民健康保険料について、この間、負担がふえてきているのではないかとこのことをございます。

この件につきましては、保険料の算定につきましては、この間もご説明させてもらっているとおり、医療費や老健拠出金等の見込める支出額から、国、府、市

等の負担する部分を除いたところが、保険料という形で制度上運用させてもらっているという中では、一定理解をいただかないといけないかなということと、保険料が高いという認識の部分につきましては、本来、繰り入れがないという状況で、保険料を算定するというのが形かなと思われまますが、その部分に対して、今現状、市の施策として、保険料軽減分という繰入金を入れた中で一定の府下的に見ても低い率の保険料になってきているというのが現実かと思われまます。

そして、先ほどの関連で、その保険料の料率が上がる分の抑制方法としてどういふものがあるかというご質問ですが、保険料の算定方法につきましては、先ほどご答弁させてもらった内容になりますので、その部分に、今、保険料の軽減分ということでの一般財源、税からの投入があることによって保険料が、今、府下でも率の低い状態になっているということですので、歳出の部分をコントロールできないという中では、繰り入れによるものしか今現状ないかなと思われまます。

ただ、繰り入れについても、保険料率が上がるので繰入額をふやすという認識ではなくて、先ほど申しました、法定外の繰入金がない場合で保険料率がどのぐらい、そこから一般施策として保険料率を抑えるために幾らかの繰り入れをいただいているという形での認識でございまます。

そして、資格証明書、短期被保険者証の件でございまますが、まず、納付相談の内容等につきましては、やはりその世帯にかかっている保険料、まだ残っている部分の保険料についての認識をいただくということと、内容につきましては、今までお支払いをいただけてなかったそのご事情等をお伺いする中で、今後、未納

の解消を図るとというのが一番理想的な形かとは思われますけれども、お支払い、分割納付の相談等々を行った中で、最終的には未納解消に至れるような形の相談というのをしております。

そして、その部分において収納率がどの程度上がったかという点につきましては、実際、納付相談を行って、分割で納付いただいていることによっての、その部分での収納率というのは、正直ちょっとつかめない状況です。全体で、現年分の収納率の把握やら滞納繰越分の収納率の把握という点では行っておりますけれども、分割誓約によってどの程度収納率が上がったかという点については、データ上もちょっとつかめない形になっております。

あと、資格証明書について、小・中学生等のおられる世帯についても発行はしておりますけれども、極力、それまでの過程で、先ほども申しましたが、診療報酬等のデータ等を見ながら、医療にかかっているということであれば、極力、接触の機会を何とか持てるように電話等も行った中で、スタンスとしては、資格証明書の発行についてはもう抑えていきたいとは思っておりますが、実際会えない世帯については、手紙などを入れて接触の機会を持つまでは発行も仕方がないかなというところがございます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 保険料については、保険料軽減分を法定外では抜いた形で保険料を計算するのが筋だと。その中で政策的な判断で、一般会計の法定外の繰り入れを入れて抑制を図るといってお話がありました。

現に、保険料、先ほども言いましたけれども、年間所得200万円の2人世帯で、年間が23万8,000円の国保料、

これはやっぱりどう考えても高いです。摂津市の国保が高いと言っているわけではなくて、国民健康保険そのものが高いたがまず大前提に、同じ共通の土俵のもとでお話し合い、議論をさせていただいたらなというふうに思いますので、そういうような認識になっていらっしゃるのかなと。なっていられっしゃるという前提でこれから話を進めさせてもらいますので、よろしくお願ひします。

200万円所得の方が、2人世帯で23万8,000円。所得ですから、当然、収入であればもう少しありますけれども、これ生活費非課税というような観点から、当然、給与所得控除があったりとかいうのがあって所得200万円ということですので、そこから考えるべきだと思いますけれども。その200万円の中から23万8,000円の国保料を払って、国民年金、これ別にかかります。すると、大体、2人世帯ですと約30万円ぐらいになるのかなと思うんですけども、そうすると、53万8,000円、国保と国民年金で取られます。ここが、例えば、介護保険料であれば、今回、若干下がりましたがけれども、介護保険料も上乘せされて支払いをしていくというような形になっていくことを考えますと、国保料や国民年金など、本来であれば、国民の私たちの暮らしを支えるためにあるべき制度が、その制度を支えるための保険料を払うことによって、逆に自分たちの暮らしがもう追い詰められていくんだというような事態、もう本当に制度矛盾と言いますか、そんなような状況になっているということが、私は大問題だと思います。

そうした問題の中で、身近な自治体である摂津市が、そして、国保がどんなことができるのかと考えたときに、やはり一般会計からの繰り入れによって、市民

負担を、これだけ所得が落ち込んでいく中で、わずか5、6年の間に大幅に保険料が上がってきている中、去年も大幅に上がっている中で、5、100万円あれば今回の値上げは抑えることができるんだと。それを市民の皆さんに示すことができるんだということができるとは思いますが、どうでしょうか。

国民健康保険は、貧富の差によって命の格差をつくらないための、日本の保険制度としては、もう世界に誇る制度のほずなんです、それが、国民健康保険そのものによって命の格差が生まれつつあるというのが非常に心配されるわけです。

資格証明書と短期被保険者証の話ですけども、やっぱり資格証明書では、納付相談の機会をふやすことというのは不可能だと思います。それは、もう国保の窓口の方や徴収員の方々が一番よくわかっておられるんじゃないかなと思うんです。その資格証明書の発行をすることによって、自治体によっては、摂津市のようにできるだけ抑えるという努力をしないで発行しているところもあるというふうに聞いています。そんなところの数字等を見ますと、資格証明書を持っている方の病院にかかる受診率というのは、もう一般の被保険者さんと比べるとむちゃくちゃ低いということがデータとしてあるそうなんです。

例えば、福岡県ですと、一般の被保険者さんよりも、受診率が100分の1しかない。神奈川県ですと、もうほぼ同じぐらいの数字しかないというような数字も聞いております。

先ほど質問しましたけれども、摂津の場合でも、資格証明書で受診をしたレセプトは上がってきていないというようなお話がありましたけれども、もちろん健

康であれば、病気にかかっていなければ、かかる必要がなければそれにこしたことはないんですけども、小学生、中学生のお子さんのいる世帯にも資格証明書は出ているわけですから、インフルエンザがはやっている中、お子さんの状態はどうなのか。親が仮に悪質な、悪質なと言ったら言葉は悪いですけども、払えるのに払えないとか、連絡をとらないという世帯でも、そこにいる小学生、中学生の医療を受けられる権利というのが脅かされてしまう。結局、ペナルティーそのものになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

資格証明書というのは納付相談をふやすというような手段ではあり得ないと思うんですけども。逆に、命や健康を脅かすペナルティーそのものにしかなくなってないというふうに思うんですけども、どうでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○上村委員長 そしたら、保険料改定に伴う5、100万円のこの繰り出しの意味については、これは助役の方から答えてもらいますけれども、それ以外については担当者から答弁をお願いします。

野村課長。

○野村国保年金課長 資格証明書の方には納付相談は不可能ではないかというご質問でございますが、先ほどのご答弁で、資格証明書の発行件数81件ということで、11月末ですが、81件ということでご答弁させていただきました。

その間、ちょっと今調べてきますと、この間に7名の方が資格証明書から短期被保険者証にかわっていると。事実、この間には、接触の機会が図れ、納付相談を行った中で短期被保険者証にかわって、今現在、納付誓約いただいて、納付の方

も行っていただいているという状況もございまして、資格証明書がイコール納付相談できないということではないというふうに認識しております。

○上村委員長 小野助役。

○小野助役 先ほど、今回の保険料の値上げを抑制するためには、5, 100万円程度の財源が必要だと担当が申し上げました。

何回も申し上げますように、市として、これだけをもって議論するのはちょっといかがなものかなというのは基本的に思っております。

確かに、この朝日新聞、これ、共産党の議員団の中でいただいた資料だと思うんですけども、基本的には、これやはり国が考えなきゃならない問題だと思います。そのことは、やはり基本的に思っとなきゃならない。

その上で、ただ、確かにこの国保の問題というのは、社会の変化によりまして、その構成が、高齢者主体なり、社会的弱者に多く国保があることはもう事実でありますから、このことは否定はできないと思います。いわゆる低所得化が進んでおるということであります。

それで、私は、1つは、これも議論があるんですけども、いわゆる収納率、現年分92%となりますと、口座振替なり前納報奨でやっておるんですけども、19年度予算をお願いしている約31億3,500万円の中の1%上がれば3,100万円であります。この新聞にも書いておりますように、非常にこれは調査にも時間がかかりますが、やっぱり払わない人、払えない人の区別ということは、もう少しきちと、やはりこの未納8%をそのまま置いておくわけにはいかんだろうと思うんです。

それで、このことによって差し押さえ

等がいかげなものかということが新聞に載っております。政令市でも差し押さえが増えたということが載っております。

そういったことで、もう一度考えたいのは、この議論は今回だけではございませんので、こういう、格差社会なり、セーフティーネットを考えますと、やはりもう一度、この1%上げる努力はどうあるべきなのかと。それで、払える人と払えない人の形、これらをもう一度基本的にやはり19年度の中で議論をし、これはちょっとなかなか難しいことですが、調査のための人員の問題もあるかもわかりませんが、ここらもきちとしないきゃならないと思っております。

もう1つは、今おっしゃってる中身は、繰り入れ、繰り出しのこれ問題に尽きますので、すなわち基金を取り崩すということになりますと、基本的に、以前から言っております、本来、他の施策に回せる財源がそこに使われていくということ、これ容認するということになると思います。この整合性はどういうふうに見るのかということも、やはり市としては考えておく必要があるというふうに思います。

それで、もう1つは、これは大きな中身ですが、本会議場でもありました、再生法制の問題が20年度決算からやるというふうに国は言っております。そこに大きくは、実質公債費比率が大きいかかわってくるんだと思います。そういうことになってきますと、これは、計画策定をして、議決を経て、総務大臣と協議し、同意を求めなきゃならない。地方債の発行はできないというようなことも、この19年1月の再生法制の中を見ますと、20年度決算から始めるということ、言っておりますし、経常収支で5,100万円と言えば標準財政規模、大体0.

3ポイントぐらい上がるんじゃないかなというように思います。

ですから、そういったことも、総合的にやはり今後の議論の中で、どういうふうに考えるのかということのをいま一度議論すべきだなというふうに思います。

村上委員がおっしゃっているように、やはり1ポイント上げることが3,000万円となれば、それは、払える人と払えない人というのはあるんですが、そこはもう少しシビアに見た上で、そういう内部努力もきちとした上で、もう一度議論だろうというふうに思っております。

この議論を否定はいたしません、やはり総合的に市としての財政の中身でこの国保問題をどう考えるかということを考えてねばならない。また、繰出金も、決して府下的に劣っているわけではないというふうに思っております。

これは、私、この前も言っておったんですが、これは、繰出金のない市が7、8市と聞いておりますが、そういう市であるならばこの議論もと思いますが、今までも市は相当頑張ってきたというふうに思っておりますので、この議論としては否定はいたしません、総合的な考え方の中でこの議論が決して終わるわけではございませんから、社会の情勢の中で、少子高齢社会には必ずこの問題が入ってくると、内在しているということは承知しておりますので、いろいろな議論をいただく中で、市として何ができるかということ、もう一度総合的に考えてみたいなというふうには思っております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 資格証明書で7名、短期被保険者証の方に移ってきたと。決してむだではないんだというようなお話がありました。

そういった資格証明書の方ともコンタ

クトがとれて、お話し合いができて、少しでもその方の収納状況といいますか、実態を把握する中で、資格証明書から短期被保険者証に移る、短期被保険者証から長期保険証に移るということが見えてくれば、そりゃ決して悪いことではない、それは結構なことでありまして、その努力はぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、しかし、基本的に、資格証明書というものは、納付相談の機会をふやすというのは副次的であって、結局、その性格というのはペナルティー的要素というのが大きいのは否定できない事実だと思っております。

払えるのに払わない人、連絡つけられるのにつけない人、払わなくて済むなら払わんとこ、よくそういうような話が出てきますけれども、そういう人の話を私はしてるわけじゃないということをご理解いただきたいんですけども、現に、これ、さきの国会の中で、我が党の小池議員が厚生労働大臣や総理大臣にただしていましたが、この3年間で資格証明書を発行されている方々を含めて、短期被保険者証でも資格証明書でも、正規の保険証がないことを理由に、受診がおくれて、病気が悪化したという方がいるのかどうかというのを、全国の病院にアンケート調査して、600件以上の返答があったそうですけれども、3年間で930件ほどそういった例があったと。中には、重症化して命を落とされるというような具体的な例も示されていたわけですが、払える人が、命を落とすまで我慢するわけではないわけであって、現に資格証明書であったり短期被保険者証によって病院に行くことができない中で、命を落としかねない、重症化を招いているというのが現にある実態だと思っておりますので、そのことをぜひお考えいただ

けたらなと思います。

助役からもご答弁をいただきました。

この5, 100万円が経常収支比率をどれだけ押し上げるものであるというようなお話もありましたけれども、私思うのは、やっぱり市民の命や健康にかかわる分野というのは、やっぱり何物にもかえられない部分があると思うんです。もちろん、一般会計の繰り入れ、特に、保険料軽減分、市民1人当たりにしても、摂津市は大阪府内の中でも非常にたくさん入れて、保険料の軽減のために努力されている。ほかの市と比べれば、決して劣っているどころか、逆にすぐれている面だと私も理解していますし、その点は評価しています。

保険料についても、代表質問の答弁の中で、大阪府内でも、軽減の一般繰り入れもやり、保険料も低い方だというようなお話をさせていただいてるわけです。ですから、これは決して、我々、それけしからんということわけではなくて、それは非常にありがたいことですし、それは評価いたします。

しかし、この間、去年も値上げされて、ことしも値上げされた。摂津に住んでおられる方は、よその市にそんなに引っ越して比べるわけではありません。摂津市民の所得水準の問題もありますから、そう簡単には比べられるものではないと思う中で、大幅に保険料が、所得の中の1割以上が国民健康保険料が占めています。しかも、所得がだんだんだんだん落ちていく中で、摂津市としても保険料は去年に続いてまた引き上げをしていくんだと。そこを何とか抑える手だてとしたら、5, 100万円あれば、何とか頑張ることができるんじゃないかと、そういうようなことから、さらなる努力という意味でお聞きしてるわけです。

これ、一般会計予算の中でも取り上げましたけれども、本当にお金が苦しくなってしまうと、今お話ありました、実質公債費比率の問題や経常収支比率の問題、これからの再生法の問題等々抱えている中で確かに大変ではありますけれども、今回26億円ほどの税収入が上がっているわけです、現に。一般財源でも13億円ほど上がっているわけです。そうしたお金の割り振りのことを考えていただきたいと思うんです。乳幼児医療の場合のときでも、これだけのお金、全体の税収入が上がった中の、これだけで済みます、しかも、一時的な経費ですよ。国保の場合は一時的な経費じゃないから、もう少し慎重に考えなければいけないけれども、去年とことしと連続的な値上げになるのであれば、やっぱり全部フォローできなくても、一定の努力を見せていただく必要があるんじゃないかなということも申し上げているんです。

もちろん、他市と比べてもたくさん入れていただいている保険料軽減分の一般財源ですけども、医療給付費がどんどん上がってきて、3.06%改定率を上げるという事態の中で、一般会計の繰り入れで、保険料軽減分というのは270万円ほど下がってるんです。法定分を合わせると上がりますけれども、法定分というのは、別に摂津市の政策的な意思というのが入る余地はありませんから、もう決まった数字です。摂津市としてこれだけ上がってきた中で、5, 100万円のうちこれだけやれば、こういったことができるんじゃないかというようなところはあってしかるべきじゃないかなと思うわけなんです。

これ、摂津市全体の、このお金をこっちに持ってきたらこっちはどうなるのかというようなこととは別に、そういう姿

勢はないのかどうか、考えないのかどうかということをお聞きしとったわけです。

先ほど、助役は、国保全体のことについて、もっと検討しなきゃいけないし、調査しなければいけないというようなお話をしていただきましたので、ぜひ調査と研究をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、当面、やはり新年度、料率云々ということができないのであれば、少なくとも減免制度等の拡充ということも考える必要があるんじゃないか。

例えば、公的年金の、先ほど申し上げました、控除が徐々に削減されていく中で、東大阪の方ですと、一部負担減免制度において、条件の1つに、公的年金受給者による主生計を維持する世帯で、基準額、1人世帯125万円とか、2人世帯158万円とかいう基準を設けて、一部負担減免の制度というのをつくってやっておられるんです。

これ、全体の軽減にはなりませんけれども、今回の税制改悪の中で、年金生活者の方々が、収入が減っているのに所得が上がってしまって、保険料が上がるといふことに対して、激変緩和策の上にさらに立って、市が独自にそこを何とか抑えようという努力をしているあらわれではないかなと思うんですけれども、そういう減免制度で、払いたくても払えない方、もしくは、保険料は何とか払っていても、お医者さんに行くのが大変困難になってきている方々を応援するという意味では、減免制度の拡充というのも考える必要があるのではないかというふうに思いますけれども、ちょっと減免の拡充について、充実について、それも研究材料の1つとして考えていただけるのかどうか、考えるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○上村委員長 小野助役。

○小野助役 ここは民生常任委員会でございますから、余り詳しくは申しませんが、いずれにしても、26億円の中身を見ていただきたいと思うんです。

だから、本会議で申し上げてますように、下水道も、ことし、11億円ほど平準化債を組ませていただいておりますけれども、いわゆる硬直化しとるんです、その歳出が。だから、公債費の償還だけで75%持つておる。それで、固定経費入れますともう100なんです。その中で、資本費平準化債入れてなければ、この11億3,000万円は繰り入れ、繰り出しで措置しなきゃならなかったということは事実でありますし、もう1つは、企業誘致条例は5年の時限だということを入れたおく必要があると思います。だから、そのことをきちっと安全パイで見た上で、この26億円の中身の議論をする必要があるというのは、基本的に私の考え方でございます。

それで、今、減免制度の拡充ということも考えるのかということではありますが、ご指摘でありますので、それを全く論外ですよという気持ちもありません。当然、それもいろいろな意味で、この18年度、また、先ほども言われてます決算の中身もありましょうし、この19年度の中で定率減税の問題、これ事実出てきているわけですし、我々も窓口でどうなるのかという危惧もいたしております。

そういう状況の中で、市としてやはり何が今できるかということ、やっぱりこの中期財政見通しを見通した上で、もう一度、またローリングしていきますから、これは十分議会とも一定の協議をする中に、国保は、これは課題として大きく横たわっているなということは思います。

ただ、これは、やはり議会の中で、何

遍も言いますように、基準外の繰り出しをするということは、本来の市民的合意として、そういう、他にいろいろな施策の要望あるわけですから、それとの整合性がうまく全体でまとまるのかどうかということもあると思うんです、これは。だから、そこのこともよく、税で賄っている市として、どういう形で、やはり他にある多くの施策との整合性を持ちながら、均衡ある歳出整理をしていくかということも、大きな側面としては抱えておりますし、いずれにいたしましても、まだ経常収支比率110%という、17年度、わかっておったことではありますけれども、全国のワースト4位まできているというようなところも、これもよくよく見ながら、そして、企業誘致条例の問題、平準化債はもう発行は今日をもってということも言ってる中身、それがなくなったときにどういう財政運営になるのか、税はどう動いていくのか、これもまだわかりません。前も言ってますように、円安の中での中国特需、アメリカ特需で企業が収益を挙げ、株が上がったということですから、円高にもしなったら、これは輸出がまた落ち込むだろうと、企業収益が落ち込むだろうというようなことも、これ大きく世界の状況の中で、この税がどう動いてくるかということもあるわけですから、これは、その時点で、そのことをきちっとやはり議論した上で決めていきたいというのが、今の考え方でございますので、今、安藤委員おっしゃったことについて、その議論を否定するものではありません。その中を検討した中で、どう考え方を整理できるかということは、またその時点でお話しもし、協議もさせていただき、議論もいたしたいなというふうに思っております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 やはり摂津市全体のお金の使い方というところからですので、税金上がった分、全部国保だけにつくということで、それができるなんていうことが言えるとは思っておりませんけれども。

全体のお金の使い方という面では、今、助役おっしゃられたように、摂津市の財政状況というのは、やはり非常に改善の兆しは見せつつも、おっしゃられたように、企業誘致条例の、これ5年とおっしゃられています。ただ、5年というのは、今の会社であって、企業誘致条例は残りますから、それで、はい、そうですかということにもならんとは思いますが、そういった、今現在の段階においたら、収入においたら5年、平準化債の問題等もありますし、税収がどうなっていくのか不透明な部分がある中での一定の兆しということですから、大変な状況であるということも理解をしています。

同時に、そんな大変な状況が社会の中で渦巻いている中で、医療費はどんどん膨れ上がって行って、国の制度や大阪府の制度が変わることによって摂津市の負担もふえてくると。摂津市の負担がふえてくる中で、じゃあどこにその負担を求めていくのかということ、今の国保の制度でいきますと、残念ながら加入者のところにしかいかない制度になってしまってるわけです。そうすると、自治体の役割を考えたときに、住民の福祉、命、健康、安全を守るというのが自治体の一番の役割、これ、市長が年頭のあいさつでも、いろいろな場所でもおっしゃっていて、私、いつも共感するんです。そういう運営をぜひしていただきたいと思うんですけれども、その一人ひとりの大事な市民の暮らし、命ということにかかわっている国保だからこそ、私、あえてこういった議論をぶつけさせていただ

ているわけで、そういったこともぜひ受けとめていただきたいというふうに思います。

摂津市全体のお金の使い方というのであれば、ここで議論するような話ではありませんけれども、そんな大事な中で、13億円の一般財源がことしふえた、その割り振りということを見ると、市民の命よりも先に都市整備や区画整理の方に、ことしは2億円か3億円ほど、しかし、来年以降、大きなお金がかかわってくるような制度にも足を突っ込んでいこうとされているわけですから、その辺はやはり市民の暮らしを守るというところのバランスのことをぜひ考える必要があるということをお願いして終わりたいと思います。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時53分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第8号及び議案第15号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎委員 介護保険の方ですけれども、障害者の自立支援と同じように、制度移行で非常にこれ複雑というか、シフトしている部分が多いと思うので、幾つかお聞きしていきたいと思います。

予算概要の191ページ、予算書になると16ページなんですけれども、介護給付適正化費、これは、昨年やっていたケアプランが終了したということで、これは、包括支援の方に予算が幾らかシフ

トもするのでしょうか。

それから、概要193ページと194ページ、予算書21ページの、高額介護サービス費と予防サービス費、この中身も大分移行があるのか。去年は、予防サービスを使われる方がいらっしゃらなかったということも聞いてますけれども、国は適用の要件を緩和して、予防分、また見直し、ふやしていく方向でということも聞いておりますんですが、こういった移行のことも考えに入れておられるのか。

それから、概要の195ページで、予算書は24ページ、介護予防特定高齢者施策事業費、ちょっと中身の方をこの辺整理して解説していただきたいと思います。

あと、概要の196ページで、予算書は26ページの、任意地域支援事業費ですね、これも何か大きくなったりしておりますして、これを整理していただきたい。新規にも成年後見制度の助成なども入っているようなんですけれども、ちょっと中身の方をご説明いただければと思っています。

介護保険、介護制度をきちんと受けられるような制度というのをしっかり確立していただかないといけないと思うんですけれども、きょうのニュースでも、リハビリの180日の規定というのを見直すとか、国の方もいろいろ制度を変えてくるということもあるんですけれども、去年の事務の経緯とか取り組み方で問題はなかったのかどうかというか、そういったこともあわせて総括してもらいたいと思います。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 山崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、予算についての整理した説明ということなんですけれども、まず、介

護給付適正化費と、それから、包括ケアプランの費用についてですが、介護給付適正化費につきましては、18年度につきましては、特別会計の総務費の中で予算組みをしておいたんですけども、これが、地域支援事業ということで、国庫補助等の対象になるということもございまして、19年度の予算につきましては、地域支援事業の中で予算組みをしておるところでございます。

それから、包括ケアプラン費につきましては、これは、地域包括支援センターが一事業所として実施する事業ということで、19年度につきましては、一般会計の方での予算組みをしておるところということで、予算書16ページの、本年度ゼロというようなことになっております。

それから、次に、高額介護サービス費のところなんですけれども、これにつきましては、実際に第3期の事業計画を立てました折には、要支援の方と要介護の方の高額介護サービス費は、人数案分等で計画を立てておいたわけなんですけど、実際に高額の対象になる方というのは、要介護の方が多いということがございまして、その計画の数値の中で、ちょっと案分比を変えた形で、実態に合わせた予算組みをさせていただいたということで、制度がシフトしたとか、移行したとかいうことではございません。

それから、介護予防特定高齢者施策についての事業の中身ということでございますが、特定高齢者事業については、まず、特定高齢者の把握ということで、これは、市民健診と同時に、25項目のチェック項目がございまして、そういった中で、将来的に要介護あるいは要支援になる可能性が高い方というのを把握しておるわけなんですけれども、そういう特定高齢者の把握事業というのが1つございます。

それから、そういうことで、特定高齢者ということで決定した方について、1つには、通所型の介護予防事業ということで、筋力アップのトレーニング教室、それから、栄養改善の教室、それから、口腔ケアの教室ということで、3種類の事業展開をしております、それぞれ委託で事業展開を行うというものでございます。

それから、もう1つ、特定高齢者の方に対して、訪問型の介護予防事業ということで、これについては、保健師が訪問したり、あるいは食の自立支援ということで、対象の方に配食のサービスを行ったりという予算組みとなっております。

それから、任意地域支援事業の中身ということでございますが、これは、幾つかのメニューを用意しておるわけなんですけれども、例えば、権利擁護事業ということでございますが、これについては、新規ということで上げさせていただいてるんですが、先日の一般会計の審議の中でもありました、摂津市高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、高齢者の権利擁護、虐待防止ということに取り組んでいくわけなんですけれども、介護保険の地域支援事業の一環として、関係者あるいは一般市民の方を対象に、啓発の講演会を開催するといったための予算をここで計上しております。

それから、成年後見制度利用支援事業ということで、これについては、制度の利用の支援ということで、18年度は委託料ということで組んでおいたんですが、19年度については、実際に市長申し立てが必要な方に対する手数料であるとか、実際にその制度を利用される方のうち、後見人への報酬の支払いが困難な方に、費用の一部を助成するというところでの扶助費を組んでおるところです。

それと、介護給付適正化事業については、先ほどご説明しましたように、これまで総務費の方で組んでおりましたのが、今回から任意事業ということで組みかえておまして、これについては、給付費の適正化のために給付費通知を発送させていただいて、サービス利用状況の自己点検、それから、自己点検による過誤請求等のチェック、それから、事業者に対しては、不正な請求の抑制・抑止にもつながるのかなということとあわせて、制度の啓発をさせていただいておるところです。

それから、同じく任意事業の中で、介護相談員の派遣事業ということで、これにつきましては以前から実施しておるんですけれども、各入所とか通所の施設の方にボランティアの介護相談員を派遣しまして、直接利用者の方から、困ったことはないですかというようなことをお聞きして、事業者との間の橋渡しの役割を果たしていただいているということで、その報償であるとか、相談員さんに研修を受けていただくための費用を組んでおります。

それから、同じく任意事業の、家族介護支援事業ということで、これにつきましては、1つは、認知症の方々やその介護者の方を支援するための講演会等を予定しておまして、そのための報償金、それから、介護用品の給付ということで、これは、これまで在宅福祉の一般施策として実施しております紙おむつ等の給付、これについて、介護保険の任意事業として、移行して実施するといったものとなっております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

まず最初の、包括ケアプラン費の方は一般会計にいったということで、これ、

幾らいったんですか。同じ金額が動いたんですか。

それから、今ざっと聞かせてもらったように、今回の予算でも、結構、委託事業、委任事業がたくさんになってきますんですけれども、こういったことの精査とか、つかめていらっしゃるのかどうか。そういったところで、補正で、今回また全体で879万円の減になっておるわけです。見込みとか、それこそ制度移行に追いつけてないというのがこの辺からもわかるかと思うんですけれども、こういったところで、補正を組めばいいということにはならないと思うんですが、しっかりと実態とケアの手だてというのは大丈夫なのかというのを、ちょっと不安に感じますので、その辺またお答えいただければと思います。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 ケアプラン料につきましては、18年度は、4月当初のケアプラン作成について、民間事業所に委託するということでの予算組みでございましたので、額は少なくなっておるんですけれども、今回、19年度につきましては、年間を通して業務の一部の支援を委託するということですので、額は多くなっております。

具体的には、19年度のケアプランの民間への委託については、1,059万5,000円というような予算を一般会計の方で計上させていただいております。

それから、委託が多いということで、その辺、実際、事業の中身はちゃんとわかっているのか、できておるのかということなんですけれども。

先ほどご紹介しました中で、例えば、特定高齢者の通所事業につきましては、これ、保健センターに委託しまして、逐次、事業の進捗状況あるいは評価結果等

をご報告いただく中で、参加者の方の状況というのを把握しているというようなことでございます。

それから、それ以外の委託、例えば、紙おむつであるとか、配食といった部分は、従来から高齢者福祉の制度の中で、社協等に委託しておる部分ですので、これについても、このあたり、給付ということですので、それぞれ利用者の方のご状態云々というところまでは十分把握できてないところはあるかもしれませんが、啓発等、逐次報告をいただきながら事業を進めているというようなことでございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

介護保険の場合は、国保とかと違いまして、さっき言ったように、市民健診で、今後また、予防に移行するような方も、高齢者の方とか、60歳以上の方とかから把握していきたいというような答弁もありましたけれども、申請主義とか、介護の認定やら何やらをこちらからお願いしに行くとか、ご相談に行くとかいうことがなければ、介護のあれにはかかってこないという部分がありますので、前回も、正雀二丁目の老老介護であったかどうかわかりませんが、高齢者の方の事件が起きたことなどでも、介護とか何かには全然なかったのということも答えておられましたけれども、こういう方なんかとか、高齢者全体の事業としての展開というの、啓発とか、いろいろな意味で大切になってくるでしょうし、今、介護を受けてはる方とか、認定を受けてはる方も、自分らが使えるものがどこにあって、要するに、何を求めていけばいいのかということも、ぜひ教えてさしあげるとか、啓発していく事業というの、本当に、

講演会とかいろいろされるとは思うんですけども、しっかりやっていただきたいなと思いますので、また、その辺の目玉とか何かあれば、また聞かせていただいて、あとはもう要望で結構です。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 啓発という部分なんですけれども、これまでから、実際に介護のサービスをご利用の方については、例えば、在宅の方でしたらケアマネジャーさんを通じてであるとか、施設については、施設の職員を通じてというようなことで、さまざまな情報が伝わるように、市としましても、事業者連絡会等の機会をとらまえて、啓発あるいは情報提供に努めておるところです。

今回、18年の改正で、新たに介護予防ということで重点とされたわけなんですけれども、先ほどの特定高齢者の部分については対象者がなかなかつかめないというようなこともございましたけれども、今後、今までの利用者の方の声とかそういうこともPRしながら、周知に努めていきたいという部分もございますし、あるいは一般高齢者の介護予防施策ということで、先ほどご紹介しました講演会、あるいは、現在、健康推進課と一緒に健康づくりと介護予防という観点で、摂津市独自の体操を考案しておりまして、そういう中で、普及啓発的な歌の歌詞があったりとかいうこともございますので、そういうのを活用しながら、さまざまな場面で普及啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上委員 先ほど、山崎委員の方と若干かぶる面があるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

1点目、議案第8号の方で、25ページなんですけれども、款4、地域支援事業費、項2、包括的支援事業任意事業費、目1、包括的地域支援事業費、節13、委託料ということで、包括的支援センター業務委託料というのが、この平成19年度、きれいな数字で1,000万円という形で上がっておるんですけれども、この委託の業務内容を、1点お聞きしたいと思います。

それから、議案第15号の方なんですけれども、この補正予算の9ページでございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節13、委託料というところで、介護保険システムの改修委託料というのが505万1千円の増ということになってるんですけれども、このシステムの内容をお聞きしたいというふうに思います。

それから、この議案第15号の予算書の11ページ、款4、地域支援事業費、項1、介護予防事業費、目1、介護予防特定高齢者施策事業費というもので、764万9,000円という形で減というふうになっておりますけれども、これは、説明の中で、対象者が減になったということでお聞きしておりますけれども、当初の予定人数と、結局、何人になったのかということと、この減となったことが良かったというか、悪かったというか、どういう評価をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、包括支援センターの業務委託料の委託内容というご質問でございます。

この業務委託は、先ほどご答弁しました、民間への介護予防のケアプランの作成の委託ということではなくて、地域包括支援センターの業務全般の支援を、総

合相談とか援助、あるいはケアプランの作成のノウハウを持った職員を有する法人に委託するものと。具体的には、摂津市社会福祉協議会と財団法人摂津市保健センターと契約をしまして、それぞれ一定の経験等の条件を満たす介護支援専門員の方1名ずつを、今、介護保険課に設置してあります地域包括支援センターの常勤の主任ケアマネジャーとして業務の支援をお願いしているという内容でございます。

具体的には、業務全般ということですので、介護予防のケアプラン作成業務のほか、総合相談の支援あるいは権利擁護業務、それから、地域のケアマネジャーの支援といった、いわゆる包括的・継続的マネジメント支援業務というんですけれども、そういった幅広い業務について、そのほかの保健師とか社会福祉士などの包括支援センターの職員と一体となって、また、関係機関との連携を図りながら行っていただいているということで、1,000万円というのは2人分の委託料ということになるんですが、人件費をベースにしまして、それぞれ2か所の委託先との協議の中で契約をさせていただいているということでございます。

それから、補正予算でのシステム改修の内容ということなんですけれども。今回の補正をお願いしています介護保険のシステム改修委託料については、これ、平成20年4月から始まりす後期高齢者医療制度に関連した、介護保険の事務処理システムの改修に伴うものということで、これ、18年度の歳出予算を計上することを前提として国庫補助が認められるというようなことで、今回補正で上げさせていただいてるんですが、実際の執行は19年度に繰り越しをお願いするということになります。

中身については、詳細の方はまだ決まっていな部分が多いんですけども、今示されている情報では、大きく介護保険課のシステム改修ということで2点ございまして、1つは、保険料の特別徴収、いわゆる年金からの天引きの事務処理に係る改修ということで、今想定されているところでは、社会保険庁から、年金受給者のデータを市の方で受け取るんですけども、それを一たん介護保険の事務処理システムで情報を受け取りまして、市の中で国保とか後期高齢者の医療のシステムの方にまたデータを配分しまして、それぞれで、天引きの特別徴収の額を計算して、また、一たん介護の方で集約して、社会保険庁の方にデータを返すというような事務が想定されておりまして、そのデータの受け渡しのためのシステム改修が必要だということが1点目でございます。

それから、もう1点については、高額医療と介護の合算制度というのが設けられる予定でございまして、これ、医療保険の世帯内で、医療と介護の自己負担が合算して一定額を超えたという場合に、それぞれ医療からと介護からと、超えた分を高額サービス費、高額療養費というようなことで支給するというような制度になるわけなんですけれども、今のところ、想定されているのは、介護保険者側で、介護保険の年間の自己負担額の証明書のようなものを発行しまして、医療保険の方でその証明をもとに合算して、支給する額を配分すると。それに関するデータの受け渡しとか、証明書とか通知とかの発行のための事務処理システムの改修が必要だということなので、これはそういうためのシステムなんですけど、全国一斉の制度改正ということですので、一定、パッケージソフト的なものが開発さ

れるだろうということで、そのパッケージソフトの開発代と、それから、それをセットアップするための費用というような概算の見積もりで、今回、補正の予算を計上させていただいているところでございます。

それから、もう1点の、特定高齢者の施策の状況ということですが、実際には、計画上は、特定高齢者の数が300人というような目標を立てておりました。そのうち、例えば、筋力トレーニング、栄養改善、口腔ケア、この3事業に参加していただく目標が260人ほどの計画であったわけなんですけれども、まず、その300人を把握するというところが、12月末現在では198人という数字になっておりまして、実際の事業への参加者がかなり大きく予定を下回っておりまして、筋力トレーニングについては、実績が12名、これは、260人のうち160人が筋力トレーニングの計画だったんですが、160人に対して実績が12名。口腔ケアの方が、計画が60人に対して実績が1名。それから、栄養改善が、計画が40人に対して実績が3名というようなことになっております。

このような状況でしたので、市独自に、余りにも参加者が少ないということなので、国が示します基準を、若干、市の方で枠を広げまして、特定高齢者に近い方ということで、周辺者というふうに位置づけて、参加を呼びかけた方もございます。

そういうことで、実際にはそういう方も含めると、筋力トレーニングが35名、口腔ケアが5名、栄養改善が3名という人数が事業参加の実績となっております。

実際に事業に参加された方々の評判の方は非常によいということで、先ほど言

いました、保健センターの方からも報告を受けておりました、例えば、筋力トレーニングについては、一定、評価指標があるんですが、筋力とかバランス能力とか、柔軟性とか歩行能力という評価項目を設けてまして、参加者の9割の方が一定改善されていると。残りの1割の方も現状維持というような結果で、アンケートによる参加者の実感としても、6割以上の方が効果があったというふうに感じておられるということですので、人数は非常に少なかったんですが、事業自体の評価としては、効果は上がっているのかなというふうに感じているところでございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 1点目の、議案第8号の25ページ、包括的支援センター業務委託料の件なんですけれども、やっぱり相談というものに関しましては、プランにしてもそうなんですけれども、やっぱり受けていただく方にどうやる気を持っていただけるかということが必要かと思しますので、その辺で、ケアマネジャーさんの育成というんですか、それをまたしっかりとしていただいて、包括支援センターのより運営というんですか、いう形でしていただければなと思しますので、その辺よろしく願いいたします。

それと、議案第15号の、システム改修委託料の件なんですけれども、単に、年金からの天引きとか、そういうものは一定介護保険のシステムに入って、それから、国保なりの方へまた出ていくというような形とか、また、高額医療合算制度、これにつきましても、今まで医療費、介護費と、そういうことで、単独で上限設けていたものが合算になってという形で、今、利用される方の限度額もかなり下がっているというふうなこともお聞きしとるんですけれども、このあたり、こ

のシステムに携われる方が、その時間がふえるというんですか、人件的にどうなのかということも、1点だけ、ちょっとお聞きしたい。このシステムに携われる方の労働時間というものが全体的にふえるのか、減るのかということをお聞きしたいと思います。

それから、特定高齢者の件なんですけれども、先ほどちょっとご答弁がありましたように、健康推進課の方と新しい体操も考えられているということで、お聞きすると、5月中旬以降ですか、公表というようなことを考えておられるということなんですけれども、これもやっぱり、介護になる、要支援になる方のもう一つ前の特定高齢者の方ですので、そういう形で、しっかりと、この辺は、要は介護保険料等とは直接また結びついてこないような形で、しっかりとまたケアをしていただいて予防していただく、そしてまた、健康年齢をまた伸ばしていくというような形をお願いをしたいと思います。

1点だけ、よろしく願いいたします。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 後期高齢者医療に伴うシステム改修によって、労働時間等どうなのかというご質問ですが、ちょっと事務の詳細がまだわかっていない部分が多いんですけれども、高額の合算については、毎月とかいうことではなくて、年1回の事務処理が行われるように聞いておりました、一時的に事務というのが発生するかもしれませんが、年間を通しては、余り労働時間等がふえるということはないのかなというふうに思っております。

それから、特別徴収のデータ交換について、これも毎月ということではなくて、恐らく2か月に1回ぐらいのやりとりになるとは思うんですけれども、今、実際

に、介護保険側で社会保険庁とのデータのやりとりもしてはるんですが、今かかっている時間の例えば倍かかるとか、そういうことにはならないなというふうには思っておりますので、全体として、大きく事務量がふえると、時間がかかるということはなかろうというふうに、現段階では考えております。

○上村委員長 ほかにありませんか。

安藤委員。

○安藤委員 18年度が、第3期介護保険事業のスタートの年ということで、介護保険料が大幅に引き上げられて、制度自体も、介護予防新予防給付というような、サービスの中身も大きく変わってきた中で、先ほどからも質問があったかと思うんですけども、例えば、福祉用具の貸与の問題、介護ベッドが、軽度の方から利用できなくなる、もしくは、車いすについても介護保険の中からは利用できなくなるというようなことで、今年の決算の委員会的时候にもご質問させていただきましたけれども、今回、先ほどもありましたが、一定の改善の検討が始まっているというお話を聞いております。

まだつい最近のニュースでありますので、新年度の予算の中に生かされているのかどうかちょっとわかりませんが、新年度の19年度に向けて、この福祉用具の利用制限の緩和の問題について、一定の改善が図られることは考えられているのか、初めにお聞きしたいと思います。

それから、予算書に沿って質問したいと思いますが、介護保険料、7ページですけれども、介護保険は、第1号被保険者、第2号被保険者、それから、国、府、市とそれぞれの費用割合に基づいて、それぞれが負担をして、介護サービスをとというような制度になっているわけですが、私の方で計算してみますと、1号被保険

者の方の介護保険料は、基礎額の19%だというふうに理解をしています。介護サービス、それから、予防介護サービスをする、包括支援の方ですか、それぞれ19%ずつの負担で計算しますと、5億7,642万円というふうにちょっと私計算したんです。しかし、予算書で見ますと、滞納分を入れるのかどうかちょっとわからないんですが、現年分だけで見ますと、現年分も滞納分も全部含めて7億841万6,000円というような計上になっています。

そうしますと、本来の1号被保険者の費用負担の19%から見ますと、約1億3,199万6,000円、予算では多くなっているんですけども、その点はどうなっているのか、どういうことかなというふうにお聞きしたいと思います。

それと関連するのもかもしれません。8ページに、調整交付金の数字が上がっています。本来、これは市の方からも調整交付金5%については、再三、国の方に要望していただいているわけですが、今回、この予算書を見てみますと、何と1.26%と、約3.74%の乖離があります。この乖離について、差額の部分についてはどこにのしかかっているのだろうかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、仕組み的なことで、基本的なことかもしれませんが、教えていただきたいのは、介護保険料の場合は、国保と違って、毎年、毎年、条例によって変えるというのではなくて、事業計画で3年間保険料は決められていますが、その保険料が決められている中で、給付サービスがふえたり、減ったり、それから、もちろん、この調整交付金、これ3%の乖離ですから、約1億円ぐらいある

んじゃないかなと思うんですけれども、そういった動きが出てくる中で、どこで調整が図られるのかなということも、ちょっと仕組み的なことで申しわけないんですけれども教えてください。

それから、17ページから19ページにある保険給付費の中で住宅改修がありますが、この住宅改修について、18年度実績、現段階どうなのか、19年度どうなのか、ちょっとお聞かせください。

それから、減免です。保険料の設定においては、当初で、所得に応じて7段階に分けるということで、今までの第2段階が第1段階と同じ保険料になったということ、一定の低所得者への軽減措置というのが講じられていますが、これまでであった独自減免制度について、利用者、対象者はどんな状況になっているのか。

それから、実質上、今回、7段階に分けたことによって、今までの独自の減免制度のかなりの部分をカバーしているような中身にはなっていますが、しかし、7段階に分けたとはいえ、応益的な性格の強い保険料という仕組みのもとで、独自の減免制度というものの拡充というのも要望が強いのも事実です。その独自の減免制度を考えるに当たって、今の減免制度の利用者と、今の減免制度で十分事足りているのかどうかというご認識をお聞かせください。

それと、今回、要介護1が分かれて、要介護1と要支援2というふうに分かれるように、介護度を認定するのも今までと変わってきているわけですが、要介護1にとどまるか、要支援になるかでは、サービスの中身も大きく変わってくるでしょうし、ケアプランの立て方も大きく違ってくるかと思えます。1次判定と2次判定の中で、自治体によって、1次判定でもう要支援と出てしまえば、

もうすべて要支援になってしまうのか、2次判定の中できちんと中身を精査する中で要介護になるのか、にしていける努力はされているのかどうか、その辺の、要介護1、それから、要支援1、要支援2のところの認定の状況というのはどんな形になっているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

あと、今回、19年度の予算では、準備基金への積み立てが、832万2,000円計上されていますが、これは、ちょっと認識が違っていたら正していただきたいんですが、3年間の介護保険事業計画の中で資金をプールしておいて、3年間でならしていくための基金だというふうには認識してるんですけれども、18年度の準備基金の状況はどんな状況になる予定なのか、あわせて、18年度の収支の見込み、今わかっている範囲の中でお教えてください。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、福祉用具のベッド、車いすの基準の緩和についてのご質問ですが、これ、去年の制度改正で、いわゆる軽度、要支援の方、要介護1の方について、原則的に、車いすやベッドのレンタルが受けられないということで、9月までは経過措置があったんですが、10月からその経過措置がなくなったということで、これは、それぞれ軽度の方の身体の状態像から想定しにくいような種目の貸与や、自立支援につながらない貸与が見受けられて、それが給付を膨らませるといったようなこともあって、国の制度改正があったものなんですが、実際には、厚生労働省の通知に基づいて、車いすについては、認定調査の方で、歩行ができないと認められた方、あるいは日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるものと判断される場合は、

引き続き貸与も認められると。

それから、ベッド、いわゆる特殊寝台については、認定調査で、起き上がり、または寝返りができないと認められた方については利用は可能だということだったんですが、それに当てはまらない方がかなりいらっしゃいまして、全国的にも問題にはなっていたところでもあります。

その中で、一律の利用制限、いわゆる利用制限ということで、問題があるのではないかということで、全国の市町村からいろいろな事例が集められました。大阪府の方でも、各市から具体的な問題事例を集めまして、国に対して改善の要望を行ってきたところですが、つい先月だったかと思うんですが、厚生労働省の方から、ことし4月から、一定基準の緩和を、緩和といいますか、基準を変えまして、1つには医師の意見、医学的な所見に基づいて必要と判断されること。それから、2点目として、サービス担当者会議等を踏まえた適切なケアマネジメントを踏まえたものであること。それから、3点目に、それについて、市町村長が確認している。これは、何らかの書面で報告してもらうということになるかと思うんですが、そういう3点の条件を満たせば、いわゆる国の言うところの例外給付も認めるというようなことで、制度が若干変更されるということでございます。

それから、次に保険料についてですが、1号保険料が19%ということで、これ全国平均というお話でございまして、調整交付金が5%交付された場合には、1号保険料は19%に当てはまるわけなんですけれども、摂津市の場合は、見込みでは1.26%ということで、被保険者の保険料については22.74%を占めるというような計算になっております。

そういった考え方での予算組みという

ふうにご理解いただきたいと思います。

そういうことで、保険料と調整交付金はそういう仕組みになっておるということで、ご質問の中でもおっしゃっていただいたように、これについては、国の方で25%は確実に負担するようというところで、制度当初から最重点の要望として、全国市長会等を通じて要望しておるところです。続けておるところですが、現状の仕組みでは、その調整分は一部の保険料になっているというものでございます。

それから、3年ごとに保険料の改定ということで、給付費がふえたり、減ったり、あるいは保険料の方の歳入が見込みよりも多かたり、少なかたりということは当然出てくるわけなんです、その部分については、黒字ということであれば、準備基金の方に積み立てる、あるいは次期の保険料の抑制を抑えるために、当然、財源というのは給付の支払いのために充てるわけですから、その見込みとの兼ね合いで、保険料の抑制に使うか、あるいはさらなる給付の増を見込んで積み立てておくか、いずれかの選択になってこようかと思っております。

それから、赤字ということであれば、これは第2期の計画のときがそうだったんですけれども、大阪府に設置しました財政安定化基金の方から、今、貸し付けを受ける、あるいは状況によっては、一部交付も受けられるというようなことで一時的に補てんしまして、ただし、その分の返済については次期の保険料に乗ってくるというような考え方で、3年、3年がローリングしていくというようなことになっております。

それから、次に、住宅改修の実績ということなんです、直近で言いますと、16年度でしたら186件、金額にして

約1, 900万円ほどです。それから、17年度が163件で1,500万円ほどということで、ちょっと18年度は途中ということですが、ちょっと数字的なものは、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、過去の推移を見ますと、15年度をピークに、若干減る傾向にあるというふうに見ております。予算的には、18年度、19年度、一応同額で計上をさせていただいているところでございます。

それから、保険料の独自減免についてのご質問ですが、これについては、特に、生活に困窮されている方への保険料の軽減策ということで、平成15年度から実施しておるんですが、以前からご報告はさせていただいているかと思うんですが、初年度、15年度は19名、16年度14名、17年度13名ということだったんですが、18年度、現在のところ、先ほどのお話の中にもありましたように、新第2段階ということで、実質的に減免と同様の効果があったというようなこともあって、18年度、現在のところ4名の方が独自減免を受けておられるというような状況であります。

その拡充についてですが、これ、大阪府内41保険者の中で、32の保険者で独自減免を実施してるんですが、各市の状況を見ますと、例えば、摂津市の場合、1人世帯で年収96万円という基準を設けてるんですが、大体、90数万円から、高いところで120万円というような基準もでございます。そういうところを見ましたり、あるいは生活保護の基準等と勘案して設定しておるんですが、実際4名という、対象になっている方が少ないものの、本市の基準が特別に厳しいとか低いというようなことではないのかなというふうには考えておりますので、

引き続きこのような条件で続けていきたいなということで、制度周知については、いろいろな広報であるとか、保険料の決定通知とか、いろいろなところに記載もしておりますし、窓口で相談に来られたときとか、あるいは滞納の方の臨戸訪問や電話でのご相談とかいうときにも、こういう制度の紹介、ご説明もさせていただいているところでございます。

それから、要介護1が要支援2ということになって、そのあたりの認定はどうなっているのかというようなことですが、この18年の4月から直近の19年の2月までの判定で、1次判定で要介護1相当という方のうち、2次判定で要支援2となった方が約3分の2、65%程度であったということでございます。

これについては、単純にコンピューターの1次判定でこう出たからということではなくて、当然、認定審査会の中で、認知症の度合いがどうであるとか、それから、急性期で病状の変化がどうなんだろうかというようなことを、医師の意見書でありますとか、認定の調査票、あるいは特記事項を踏まえて、十分審査会の委員さんの間で審査していただいて決定しているものということで判断しております。

それから、準備基金の積み立ての状況ということなんですが、18年度については、補正での対応をさせていただいておると思うんですけども、いずれにしましても、その事業期間の3年間で帳じりが合いますといいますが、収支が合いますといいますが、合うような形で調整をしているものでございまして、その年度、その年度の給付の額と、国庫・府費、市からの法定の繰り入れ分、そして、保険料の額を見ながら、その差額が準備基金への積み立てというような形での予算

組みをさせていただいているところでございます。

○上村委員長 暫時休憩します。

(午後2時53分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○上村委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤委員 福祉用具、それから、住宅改修については、福祉用具は基準の緩和が図られるということで、当初から心配していたことが、実際の現場でいろいろ矛盾が吹き出てきたということで、自治体から、それから、運動団体から、関連団体から、さまざまな働きかけによって改善が図られたものだと思います。

本当に必要な方がそのサービスから排除されることのないように、福祉用具の貸与については、より実態に即した形で対応していただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、住宅改修につきましても、高齢者福祉や障害者福祉等の住宅改修との絡みもありますでしょうし、それから、今回の議会でも上程されておりますが、耐震補強診断があって、それに伴って住宅改修工事ということも今後出てくるんだろうと思います。性格的には、介護保険の住宅改修とまた大きな差はあるかと思えますけれども、いずれにしても、狭隘な木造住宅で、在宅で介護というようなときには、この住宅改修というのは非常に大事な制度です。年々利用者数が減ってきているということでもありますけれども、周知等もしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、要介護1の方が要支援の方に移行すると。しかも、私、質問した趣旨というのが、保険料が3年間先に事業計画のもとで決まっているもとで、介護予防を、そもそもこの介護保険制度に導

入してきた目的の1つとしては、膨らんでいる介護給付というのを抑制していこうというようなところがあつたかと思えます。予防給付の方に介護給付から移行して、給付を抑制していこうと、結果的に、その方の状況から要支援という形になって予防給付を受けられるのであれば、それは問題はありませんけれども、給付を抑制しようという意思が働いた場合というのは、非常にサービスそのものの性格をゆがめるものであるということから、ちょっと質問させていただきました。

1次判定で要介護1になっている方が、要支援2の方に移られる方65%ということで、3分の2の方が、コンピューターの判定から直接医師と話し合ったときに、要支援2の方に3分の2かわるんだということです。なおさら中身を精査していただく中で、給付の抑制ではなくて、その人の実態に合わせた形のものであるべきですので、その点も、ぜひ注意をしていただきたいと思えますし、改めてご答弁お願いしたいんですけれども、やっぱり実態に合わせた形、それから、判定の仕方についても、国の方の判定基準というので問題がある場合というのは、やはり今回の福祉用具貸与の問題で、制度改善をさせたような形で地域からの声を上げていただいて、改善を図るような努力をしていただきたいというふうに思っています。

それから、保険料についてでありますけれども、制度そのものが、もともとみんなで支えるというふれ込みのもとでスタートしました。国がもともと介護に関して負担していた50%を大幅に削減する中で、国民の方に1割の利用料と、それから、保険料として負担を求めてきたと、これが介護保険そのものです。その中で、当初の説明では、国25%と、1

号の保険者が18%、知らないうちに19%になっていて、この1%の差額というのは非常に腹立たしいんですけども、65歳以上の方々の負担をふやす結果になっています。

調整交付金、外枠での5%というのを、改めてまた強く要望していただきたいとともに、この1号被保険者へすべてしわ寄せがくるような形というのは、私は、一定考えなければいけないのではないかとこのように思いますけれども、その辺の考え方をひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、減免につきましては、独自減免、利用者が減っています。もちろん、先ほども申し上げましたけれども、7段階に分けて、第2段階を第1段階と同じ保険料にしたことによって、これまでの減免の部分はかなりカバーしてきているという面もあるわけですけども、しかし、先ほどからも申し上げていますように、高齢者の方々の可処分所得が減って、支払いがふえると。今後、医療費の増大も見込まれています。そうした中で、保険料をまじめに払ってきても、じゃあ、いざ必要なサービスを受けようとしたときに利用できない、利用を抑制せざるを得ないという状況に陥る方、もしくは、いろいろな問題の中で保険料が払えない方が生まれてくれば、保険料を払わずにおいたら、さまざまなペナルティーが用意されている介護保険制度ですから、今まで保険料を払っていても、サービスから排除されてしまうということにもなりかねません。そういう意味では、保険料、利用料の減免制度拡充というのが必要だと思いますが、いかがでしょう。

大阪府下の中でも、大体、1人世帯で所得96万円と、摂津市もそれほど劣っているわけではないというようなお話で

ありましたが、この間ですと、枚方市が96万円から所得要件150万円に拡大しておりますし、泉佐野市は96万円から108万円と、東大阪市では99万円から111万円、高石市でも96万円から120万円という収入要件の拡大をされています。そういう意味でも、摂津市として考える必要があるのではないかと思いますので、その点もお聞かせください。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、要介護認定について、実態に合わせてということ、給付の抑制にならないようにというようなことだったかと思うんですけども。

これにつきましては、先ほど、福祉用具で、ベッドとか車いすの利用の基準緩和という話と同様に、若干、実態に合わないんじゃないかというような事例を、大阪府の方のワーキングチームの方に、各市町村から出しております。そういう形で集約して、国の方にもまた改善を要望していくというようなことになってこようかと思っておりますので、引き続き、我々も実態に合わせた認定ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、保険料についてですが、18%から19%に1号被保険者の負担がなったということについては、これは、人口割合からの話で、制度スタート当初は、1号被保険者と2号被保険者の割合が18対32であったのが、高齢者がふえて、その分、40歳から64歳までの人口割合が減ってということで、19対31というふうになったということでありまして、1人当たりについてはふえたということにはならないかと思っております。

それから、市独自に、高齢者の負担がふえた分について手だてを行うべきでは

ないかというご質問だったかと思いますが、これにつきましては、一般会計からの、例えば繰り入れということになりますと、例えば、基準額を月額100円抑えるということであれば、年間、被保険者数が1万4,000人とざっとしますと、年間1,680万円ぐらい、1万5,000人にふえれば1,800万円というようなことになろうかなと思います。

それ以外に、給付の増に伴います一般会計の法定分の繰り入れも、ざっと見ますと、毎年平均2,000万円以上の増ということになっておりまして、今後もこの傾向は続くのかなということで、そういうことも考えますと、経常的にまた年々ふえていくことが見込まれるものに対して、一般会計から繰り入れをとというのは、一般会計側からすると、本市の財政、幾らか好転の傾向はあるとはいえ難しいのではないかなと。このあたりは、ちょっと私からのお答えがいいのかどうかわからないんですけども、厳しいんじゃないかなというふうには思っております。

それから、独自減免についても、やはり拡充ということは、現段階では困難ではないかなというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 独自減免のことについては、あえて、私、一般会計からの繰り入れ云々という形ではお話ししておりませんし、現に、今、国の厚生労働省の方からは、保険料の減免について3原則というものの締めつけが非常にきついで、一般会計からの繰り入れによって独自の減免策をとっておられる自治体というのは非常に少ないというのは、私も認識はしているところです。

しかし、保険料は、これは強制保険ですので、年金から天引きされます。され

た中で必要なサービスを受けられるのかどうか。介護保険が始まった当初は、社会全体で、家族介護から社会の介護へ、負担はみんなで分かち合おうということで始まった制度で、いろいろな意見の是非等ありましたけれども、すべて40歳以上から保険料を取ることでもありますから、保険料を払っていて、いざサービスが必要なときにサービスが受けられないという事態、それから、そのときは、高齢になればなるほど収入が減っていく、それから、いろいろな、さまざまな問題の中で、生活困窮に陥ったときに、今まで保険料払ってきたけれども、利用料負担のために必要なサービスが受けられないというような事態というのは、断じてあってはいけないことだというふうに思います。

摂津の介護保険を利用されている方で、去年の夏に、摂津市の介護保険課とも、大阪社会保障推進協議会の方々と一緒に、いろいろ懇談を持った席に私も同席をさせていただきました。自営業をされておられる方がこうおっしゃいました。今までずっと一生懸命働いて、摂津市に税金も納めてきたし、介護保険料も払ってきました。妻が倒れて、13年介護をしています。本当に介護の疲れというのは大変なんやと。仕事の方はなかなかうまくいなくて、保険料は何とか頑張って払っているけれども、利用料がなかなか大変なんです。けども、自分だけではできないので、何とか市に援助の手をとるようなことをおっしゃってました。この方、私も聞いてて、胸につまされるというか、思ったんですけども、何度、妻の首に手をかけて、殺して、自分ももう死のうかと思ったと。だけど、そんなことしたらおしまいやから頑張ってるんやというようにおっしゃってしまし

たけれども、今まで頑張って税金も納めて、保険料も納めている方、今は、生活が経済状況のもとで苦しくなっている中で、そういう方を支えていくというのはやっぱり自治体の仕事だと思いますし、そこに何らかの手だてを打つべきではないかと。

例えば、申請減免のような形の制度を、特別の事情という形に合わせてとるとか、そんなことも考えられるんじゃないかと。もうほんまに大変なんやと。困った、保険料払ってきたけど、利用料払われへん、何とかしてほしいという人を、あなた、利用料払えなかったらだめですよと門前で追い返してしまうのか、いろいろな形で、できることを一緒に考えながら、援助の手を差し伸べていくのか、この2つを考えたときに、やはり私は後者であるべきだと思いますけれども、その点の見解、お考え方を部長にお伺いしたいと思います。

○上村委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 介護保険制度での軽減とか減免、これにつきましては、どうしても、先ほどの、国保料との関係と同じように、当然、一般会計からの繰り出しというのがメインになってくるのではないかと考えておりますけれども、これは、国、そして全国的な流れ、そして、市財政の計画的なものの中で慎重にしないでならないものだと思っております。

そして、繰り出しの話は、先ほど、助役の方から答弁しましたように、市全体で考えていかなければならないということでございます。

といいますのは、一つ一つの制度で見えますと、これわずかな金やないかというような判断をされるかもわかりませんが、保健福祉部全体で見えますと、先ほどいろいろあったと思いますけれど

も、セーフティーネットとしてやっております生活保護、これが6%扶助費が伸びております。これ、4分の1、市が負担となりますので、約3,000万円。そして、乳幼児医療で今回上げさせていただいておりますけれども、これで2,500万円。そして、新たに今度、19年度から制度改正がありまして、児童手当、これで約2,000万円。そして、今回、今審議していただいております介護保険制度も、法定負担分として約800万円。これだけの費用が自動的に扶助費的なもので上がってきております。

いつまでもこのような財政状況が続くかどうかはわかりませんが、保健福祉部としても、約1億円ぐらいの扶助費的なものが自動的に上がってくると。これが減ってくるのは何かといいますと、恐らくもうないと思います。ただ、生活保護につきましても、3,000万円のことしは一般会計からの扶助費として出てますし、次年度もまたそれ以上かどうかわかりませんが、減ることはないと思います。

そういう状況の中で、いろいろな部分で、先ほどの、国保の軽減の話もございました。国保の軽減につきましても、ことしは5,000万円を済むではないかという話ですけれども、これを次年度にしますと、それにまた5,000万円積んでいかないかん。保険料をそのままにしておくとなれば5,000万円を積んでいかなければいけないと。そうすると、1億円、次の年は1億5,000万円、次の年は2億円というような形で進む可能性もあるわけです。そして、一挙に保険料を、軽減分を外そうとした場合に、たしか、先ほど、5,000万円を約3%という話が出ておりましたので、2億円となりますと10%から12%ぐらい

の保険料の値上げをしなければもとへ戻らないというような状況になってきます。その場合に、果たして、それ、一般の方、納得されるのかどうか。恐らく、そんなような値上げはできないと思います。そうした場合には、やっぱり保険料についても若干年々伸ばしていく必要もあるのではないかと考えております。

そして、先ほどの、介護保険の、実際にこういう保険料を払っていて、そして、いざ使うときには利用料がないというようなことがないとは言いきれませんし、先ほど、ご説明ありましたように、そういうことを聞かれたという、確かに苦しいところはございますけれども、それにつきましては、先ほども申しましたように、全体の中で考えていく必要があるのではないかと考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 もちろん、私も、ずっとここで質問させていただいておりますから、前回の予算審査から、生活保護の問題、障害者自立支援の問題、乳幼児医療の問題、国保の問題、そして、今回の介護保険の問題、一つ一つをとって数千万円になりますと言いますが、私も、この審査に臨む上で、一つ一つ計算していけば、やっぱり民生常任委員会の所管というのは、一つ一つ重なってくれば非常に大きなお金になってくるというのも理解しています。

しかし、民生常任委員会の所管というのは、人口が減っていく中で高齢者がふえていっている状況のもと、ほっといても福祉に必要なお金というのは、もうどうしてもふえていくというのが今の状況のもとで、それでも、やっぱりそこには生きた人間がいるわけで、何とかそこを応援していくというのがこの民生常任委員会の所管で果たせる、保健福祉部の役

割じゃないかと。全体的に、ことし5,000万円突っ込んだら来年1億円になります、そういうことも理解しているわけですが、それなら、5,000万円すべて入れるのではなくて、ちょっとでも軽減するために市としてできることを、今回の予算の中でどこか検討されている部分があるのでしょうか、介護保険。国保はもう先ほど終わりましたから、いいんですけれども。

○上村委員長 堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 現在のところ、介護保険につきましては、先ほど、課長が述べましたように、今のところは考えておりませんが、例えば、乳幼児医療で2,500万円を入れていこうというようなことも考えております。

そういうことから、全体的な話になるかどうかわかりませんが、やはり必要などころには入れていっていると。この財政状況であっても、幾ばくかを入れていっているというのが現状だと思います。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 話が膨らみますから何ですが、一言だけ。

やはり全体の予算のバランスというのは、その時々の方の、最終的には政策というんですか、政治的な判断になってくるのかなというような思いはあります。

しかし、それでは、私どもがなかなか納得できない部分があって、いろいろ意見を申し上げるんですけれども、しかし、それぞれの所管、所管で、目の前にある問題、しかも、それは財政的なアプローチも必要でしょうけれども、現場で市民の皆さんと直接相対している中で起きてきている問題を一つ一つ拾い上げて、市でできることは努力する、市でできないことについては国に働きかけをして、市

民にしわ寄せをしないようにする、これが大事なことだと思います。

民生常任委員会の所管の中で、確かに、乳幼児医療、1歳拡充されたりとか、介護保険課の皆さん、努力していないなんて、私、決して思っていませんし、対応もきちんとされているんじゃないかというふうに思っていますけれども、しかし、一つ一つの問題について、きちんとした問題を把握して、その解決に向けた姿勢をやっぱり見せるということだ大事だと思います。

一般会計、今回何度も言いますけれども、全体の収入が膨らんでいる中で、ことし単年度の話ですけれども、全体が膨らんでいる中で、じゃあ、民生常任委員会の所管として、保健福祉部として、このふえてる中でも、命や健康や暮らし、自治体として一番大事な分野として、これだけは必要だということで、あえてだめかもしれないけれども要求するという、そういう姿勢が何よりも大事だと思いますけれども、そういった点というのは本当にとらえていたのかどうかというのは、なかなか疑問に感じる面もありますので、その点だけは申し上げておきたいと思えます。

このぐらいにしておきます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時44分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 今回、議案第28号として、

乳幼児医療費の助成拡大をしていただくと。これには共産党も非常に高く評価をさせていただいております。

本会議でもお話されましたけれども、国が、来年度も引き続き子どもの医療費の負担を減らしていくという方向を生み出すということも出てきているという中で、市としても、この子どもの医療費の助成を広げていくという考え方の方向性というのはあるというふうに、代表質問などでも受けとめさせていただいたんですけれども、それでいいのかどうか、お考えをお聞かせください。

今後というか、これ以上にまだ拡充をしていくという意思がおありかどうかということをお聞きしたいと思います。

○上村委員長 小野助役。

○小野助役 市長が代表質問で答弁したことについて、山崎委員もご承知と思えます。

いずれにいたしましても、福祉の中身でいろいろ指摘いただきましたが、基本的には、今後、健全な財政運営を行うということに相反する中身ではあるかもしれませんが、市民生活のセーフティネットをどう築けるかということが、これはなかなか難しいところですが、これが基本的な視点になるなというのを、改めて今思いました。

したがって、市長の方から、そういう厳しい中身ではありますが、代表質問で、来年度については、いわゆる就学前までの中身で検討したいということでありますから、私もそれを受けて、20年度予算の中で一定の考え方の整理をするということについては間違いのない事実でございますので、本会議の市長答弁ということをよくご理解いただければご理解いただけるんじゃないかというふうに考えます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 年度については、市長、あげておられなかったと思いますので、こういうやっぱり子どもたちの医療費、子育てを助けるという形での拡充というのは常々考えておられるというふうに私は受け取っておりますんですが、そういう方向性を持っておられるということだけは、私、評価していきたいと思っておりますので、意見というか、表明で結構です。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 こちらも、代表質問と、それから、一般会計の予算審査の中でご質問もさせていただいてまいりました。

1歳引き上げで2,500万円の財源が必要ですよということでございました。それによって800人の子どもたちの医療費が軽減されるということで、非常に歓迎すべき内容だと思っています。

今、子育て、少子化問題が言われる中で、子どもを産み育てていこうという中で、やっぱり安心した子育てのためには、この医療費の助成制度というのは、非常にどこの自治体でも重視されています。国の方では、残念ながら国庫負担というのはまだ制度化されておりませんし、国の責任でという意味では、本市議会でも、国に対して、乳幼児医療費の制度を国としてつくってほしいというような意見書もたびたび採択されてきたということも記憶しています。

関東地方等では、今や、乳幼児医療助成制度の対象年齢は小学校入学前までは当たり前になってきて、小学校、それから中学校というふうに拡大をしてきています。北摂7市の中でも、代表質問の中でご答弁いただきましたが、2市ほど、もう既に組み込んでおられます。摂津市は所得制限なしということでございます

ので、乳幼児医療、就学前までということになりますと、これは北摂一の制度ということになるのかなと思います。

ご質問しますが、私、あえてことしは、子どもというのをテーマに市長が掲げられているもとの、就学前まで引き上げをしようと思ったら、約4,100万円、今年度必要になります。決して小さい数字でないというふうにも思っています。

しかし、何度も言うとおれなんですけれども、やはり全体の収入増の中で、子どもをテーマにしたというところでは、やはり就学前まで、思い切って、ことし頑張ることはできないんやろかと。来年になれば、3,500万円ほど支出が減るわけですから、これまさに子どもをテーマにした19年度にふさわしいものになるのではないかというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょう。

あわせて、5歳まで引き上げをすると、800人の子どもたち、そして、就学前までになりますと、恐らく1学年800人ぐらいでしょうから、800人にさらに800人、あと半分としますと1,200人、全部合わせますと1,600人の子どもたちの医療費が助かっていくということになっていきます。

しかし、今回、5歳未満にとどまりますと、現在、6歳児の方は、この制度を受けられずにもう小学校に上がってしまいますし、1年途切れるという方も出てくるわけで、ここは思い切った決断をしていただきたいと思うわけなんですけれども、その4,100万円入れて、ことし、就学前まで頑張ってみるというようなお考えはないのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○上村委員長 そしたら、6歳まで、これ、人数については担当課の方からお答えいただけますか。

稲村課長。

○稲村こども育成課長 就学前までの人数でございますけれども、一応、試算といたしましては1, 163人というのを見込んでおります。

これは、4歳以上5歳未満児800人という形で出したものをもとにして計算したものでございます。

○上村委員長 再度、では、小野助役。

○小野助役 安藤委員ももうよくご存じのとおり、理解いただいたと思うんです。

平成19年度は、基盤整備と子どもということで、市長は1歳の引き上げを行いました。これは、やはり大阪府の行財政調査等の中でも、昨年もございましたが、非常に厳しい内容でできております。その中でも、やっぱりこういうことをメインテーマにしたことによって市長は決断をしたということでございます。

なおかつ、北摂の状況、なおかつ、それで、三島の状況も、私ども承知しております。たしか、茨木市は小学校1年生までということではいかれたということも承知いたしております。北摂7市の中でも、三島筋は就学前というのが大勢だということも承知をいたしております。今、現下でできる中身として私は申し上げたと。

その上に、この前の代表質問で、藤浦議員の質問の中で、市長が20年度に向けて取り組むということをお願いしました。その方向で、20年度に向けて精いっぱい努力をして取り組みたいと。

先ほどおっしゃっているように、国保の問題もご指摘でございます。介護保険もでございます。続々とやはり大きな問題を抱えていると思っておりますから、先ほどから言っておりますように、全体の予算の中でどうできるかということの中で、市長も、子育てということの中身を含めて、

一定の20年度ということの目標を掲げたわけでございますから、その点も十分ご理解を賜りたいと。

いま一度申し上げますと、市長の本会議の答弁は、今年度、1歳引き上げることになりましたが、20年度には、就学前児までの無料化に向けて、具体的な検討に着手をいたしますというように明確に答えております。

そういうことを十分ご理解賜りたいというふうに思います。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 市長が代表質問でそのような答弁をされたということも理解しております。その上で、今年度の就学前までの拡充を1年早めてやることのできないのかなど。そうすることが、19年度、20年度を前にして、1年あく学年が出てくるわけでございますので、就学前まで思い切って、もし、来年検討されるというふうに明確にお考えであるならば、ことしやれることはやれるのではないかなというふうに思うわけです。

4, 100万円という数字、確かに大きな数字ではございますけれども、全体の中で、13億円の一般財源がふえた中では3%の費用です。民生費の中で、毎年決算がされてますけれども、不用額が2億円から3億円ぐらい毎回出ています。そういったことから、十分、支出の削減にあわせて吸収できるだけのものであるというふうに私ども思っております。

そういう点では、もちろん、5歳未満児までの拡大についても、私ども、歓迎すべきことでありますけれども、来年、前向きに検討すると、こうはっきりとお考えであるならば、ことし、思い切ってやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

そういう意味では、ちょっと委員長、

就学前に向けての修正案、ちょっと用意しておりますので、また後ほど、よろしくをお願いします。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時57分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○上村委員長 再開します。

ただいま、議案第28号に対し、安藤委員ほか1名から、お手元に配付いたしております修正案が提出されました。

提出者から、修正案について説明を願います。

安藤委員。

○安藤委員 議案第28号、摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案に対して、修正案を提案させていただきます。

趣旨説明をさせていただきます。

議案第28号は、これまで4歳未満児だった、摂津市の乳幼児医療費助成の対象年齢を1歳引き上げて、5歳未満にするものであります。

私どもは、子育て支援の観点から、この5歳未満児までの引き上げを、就学前まで引き上げることの修正案を提出し、皆様のご賛同を得て、19年度より、就学前までの助成対象とすることを提案したいと思います。

改正内容につきましては、議案第28号が、これまで4歳未満児だったものを5歳未満児と変えた部分を、就学前までに切りかえるなどの文言の整理をしたものであります。

実施時期につきましては、議案第28号の、平成19年7月1日からと同じ実施時期とさせていただきます。

財源の問題など、先ほどからの質疑の

中で、新たに4,100万円の負担とはなりますけれども、今年度、市税収入が大幅にふえている中で、子どもに対する援助と、子育てに対する援助ということで、しかも、これは、来年には3,500万円経費が削減できるという、ことし1年間の一時的な経費増だということを考えてみれば、可能なことではないかというふうに思っております。

ぜひ、皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

○上村委員長 説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 質疑なしと認め、修正案に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時1分 休憩)

(午後4時5分 再開)

○上村委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第15号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第28号を採決します。  
まず、議案第28号に対する安藤委員ほか1名から提出されました修正案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成少数。  
よって、本修正案は否決すべきものと決定しました。  
次に、原案について賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。  
よって、本件は可決すべきものと決定しました。  
以上で、本委員会を閉会します。  
(午後4時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 渡辺慎吾